

設置の趣旨等を記載した書類

ア. 設置の趣旨および必要性

(1) 設置の背景および経緯

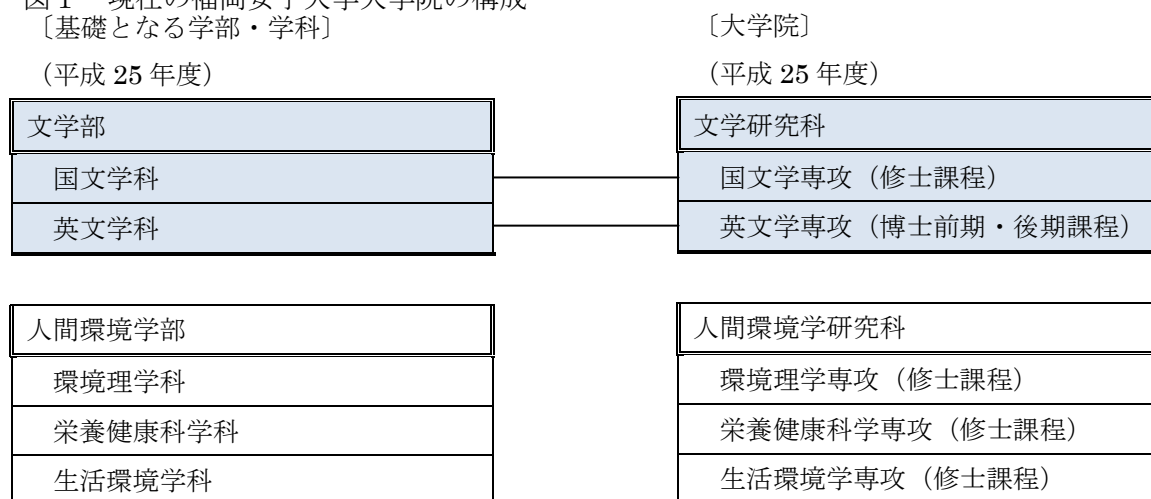
① これまでの取り組み

本学は、大正 12 年（1923 年）に、我が国初の公立の女子専門学校として開校された福岡県立女子専門学校（文科、家政科）を母体とし、昭和 25 年（1950 年）、第二次世界大戦後の学制改革により 4 年制の大学に昇格して福岡女子大学として開設された。当初は学芸学部（国文学科、英文学科、生活科学科）のみの 1 学部であったが、昭和 29 年（1954 年）に、文学部（国文学科、英文学科）と家政学部（家政学科—食物学専攻・被服学専攻、家庭理学科）の 2 学部体制となった。

情報化の進む厳しい時代を生き抜くために「高い専門性」と「鋭い思考力」、「総合的な判断力」を身に付けた学生を養成すべく、さらに教育・研究の充実を図って、平成 5 年（1993 年）に、大学院文学研究科修士課程（国文学専攻、英文学専攻）が設置され、平成 9 年（1997 年）には、大学院文学研究科英文学専攻博士後期課程が設置された。

一方、家政学部は、平成 7 年（1995 年）に、21 世紀の人類の主要課題が「環境」と「健康」であるとの認識のもとに、自然科学的観点から人間環境学の教育・研究を行うため、環境理学科、栄養健康科学科、生活環境学科の 3 学科からなる人間環境学部として発展的に改組した。さらに、過去の伝統的基盤の上にさらに質的充実を図る措置が緊急の課題となり、平成 12 年（2000 年）には、大学院人間環境学研究科修士課程（環境理学専攻、栄養健康科学専攻、生活環境学専攻）を発足させた（図 1）。

図 1 現在の福岡女子大学大学院の構成
〔基礎となる学部・学科〕



本学の教育目的の特徴は、前身である福岡県立女子専門学校の初代校長小林照明が学生に告げた建学の精神「新時代の男女の機会均等へ第一步を印する諸姉は、校舎の貧しさに心揺るがすことなく、内面的教養の充実に専心し、理想高くリファインされた淑女として、社会の先覚者として自覚を持って勉学されたい」にうかがえる。この精神は現在まで引き継がれ、学則第 1 条に、本学の目的は「広く知識を授け、専門の学芸を教授研究」とともに、「知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性

を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」と謳っている。これまでの本学の理念に加えて、平成 20 年 11 月、時代の変化に柔軟に対応できる豊かな知識と確かな判断力、しなやかな適応力を持ち、アジアや世界の視点に立って、国内はもとより、海外の国や地域において、より良い社会づくりに貢献できる女性の育成を改革の基本理念とする「福岡女子大学改革基本計画」を策定し、平成 23 年 4 月に、新たに 1 学部 3 学科体制の国際文理学部を開設した。

国際文理学部では次の 3 学科を設けて、コミュニケーション能力と国際的感性を等しく育成しながら、文理の統合化とキャンパスの国際化を図り、卒業研究を柱に据えた課題解決能力を鍛えることにより、社会の要請に応えんとしている。

- (a) 国際文化の多様性と国際社会をテーマとする国際教養学科
- (b) 国際社会における環境問題をテーマとする環境科学科
- (c) 国際社会における食と健康問題をテーマとする食・健康学科

② 新研究科設置の背景

本学は開学以来 90 年の歴史の中で 12,100 余名に及ぶ卒業生を送り出してきた。卒業生は各方面で活躍し、広く社会に貢献しているばかりでなく、本学と強い絆を維持しつつ、在校生への教育支援や女性生涯教育活動への支援に熱心であり、社会人として本学での教育に参加する意向も強い。国際文理学部の発足後 3 年を経過しているが、さらに大学院での高度な専門能力の修得をめざす学生も増えつつある。また、女性特有のライフ・ステージを踏まえた高度な専門教育研究を、その生涯にわたって実現できる高等教育機関への社会的要請は強い。他方、グローバル化する経済社会は、国際社会への高度な適応能力を修得した高度な女性の専門人材を必要としている。

このような状況を踏まえて、本学の建学の理念である「次代の女性リーダーの育成」を更に充実・発展させ、高度な専門的能力を持った女性リーダーを社会に送り出すために「大学院人文社会科学研究科」を設置する。

③ 研究科に 2 つの専攻を設置する必要性

人文社会科学研究科に「言語文化専攻」と「社会科学専攻」を設けて新しい高度専門人材の育成を目指す。その必要性は以下のような理由による。

学部教育を担う国際文理学部国際教養学科は、国際文化の多様性と国際社会をテーマとして、日本言語文化コース、欧米言語文化コース、東アジア地域研究コース、国際関係コース、国際経済・マネジメントコースの 5 つの履修コースからなる学際的な学科である。各コースは相互に連携しながら、コースの壁を超えた自由かつ主体的な履修体制を展開している。

これに対して人文社会科学研究科は、既設の大学院文学研究科が培ってきた教育研究資源を活用し、高度な教育研究によって、新たな視点から、次代の担い手としての専門的人材を養成するものである。本研究科では、国際教養学科の教育研究資源を活用し、言語文化専攻と社会科学専攻を設け、グローバル化し、経済や社会、文化が浸透し合う現代社会で必要とされる専門的知識と実践的専門能力を備えた人材を育成する。

言語文化専攻では、「日本言語文化コース」と「英語圏言語文化コース」の 2 つのコースを設け、日本や欧米で言語化されてきた知の集積を通して、それぞれの固有の文化や歴史への理解を深めるとともに、それを支えてきた言語そのものに対する知識と言語運用能力が身につくようなカリキュラムを組み立てる。

日本語文化コースでは、日本の言語、日本の文化や歴史をめぐって、高度な教育研究をするため、これまで大学院文学研究科国文学専攻修士課程（平成5年設置）で蓄積してきた教育研究資源を活かしつつ、グローバル社会を見据えた新たな教育体制を整える。近年、グローバル化の進展に伴い、海外における日本語学習者の数は年々増加しており、また、その学習動機を見ても、日本や日本文化に対する興味・関心は依然として高い。一方、国内においては、留学生はもとより、生活者としての在留外国人の増加も目立ってきている。そのため、日本語や日本社会に対する深い知識を基盤に持つ日本語教育能力や、日本語を国際社会に位置づけて理解するための高度な専門知識を求める声が高まっている。また、日本の文化を歴史的に捉え、漢字文化圏の中で相対化する視点も、アジアとの交流が活発になるにつれて重要性が増している。こうした状況を踏まえ、日本語教育や日本史の新たな要素を加味した履修科目を充実させる。

英語圏言語文化コースでは、本学がこれまで大学院文学研究科英文学専攻博士前期・博士後期課程（博士前期課程平成5年、博士後期課程平成9年にそれぞれ設置）で蓄積してきた教育研究資源を活かし、かつ刷新を図りつつ、他の関連科目を加えて、グローバル時代に対応した履修プログラムを提供する。グローバルな国際交流の場では、英語圏社会の歴史と文化を理解した上で、英語を高次のレベルで活用できる実践的能力が重要になってきている。そのことと相俟って、西洋社会の中に英語を位置づけて、英語文化を相対的に捉える視点も重要になる。大学院に求められるのは、英語圏で繰り広げられる文化や社会についての高次の理解であり、それを基にして国際的に活躍できる人材育成に向けた履修科目を準備する。

次に社会科学専攻を設置する背景について説明する。現在、学部教育では国際教養学科に東アジア地域研究コース、国際関係コース、国際経済・マネジメントコースの3つの社会科学系の履修コースを設けて、国際法学、国際協力論、政治学、経済学、経営学等の分野の科目を開いている。社会科学系の教育に携わる専任教員の研究活動は国際的かつ多様性に富んでいる。このような本学の特長を活かして、新たな視点から統合的な教育研究を展開するべく社会科学専攻を開設して、近年社会的に強く要請されている広く社会で活躍する女性専門人材の育成をめざす。

このような背景を踏まえて、社会科学分野が広範かつ多様であることが、広く浅く学ぶことではなく、専門的知識や論理の修得さらには研究の深耕になるように、社会科学専攻の専門領域を課題領域にそって整理して、2つの学際的な履修プログラムを設ける。

グローバル化が進む現代の産業社会を把握するには大きく2つのアプローチが可能である。1つは、特定の学問の原理に基礎をおいて現代の産業社会を深く把握しようとするアプローチである。これは学部から大学院へと次第に専門を特化して大学院での教育研究を行うというオーソドックスな方法である。

もう1つのアプローチは、多様かつ不確実な現代の国際社会を理解するために、現象に類似する側面や同質的な側面にそって、学際的な専門知識を動員して、それらを統合して学際的な視点から分析するというアプローチである。このアプローチは、複眼的な視点を確保して、現象に内在する大きなロジックを剔出するには有効なアプローチである。

社会科学専攻では後者の立場をとる。本専攻では、国際社会の広範かつ多様な現象を、経済活動の側面と、国際間の政治的社会的な側面という2つの側面から専門科目群を整理して、2つの履修コースを設けることにする。

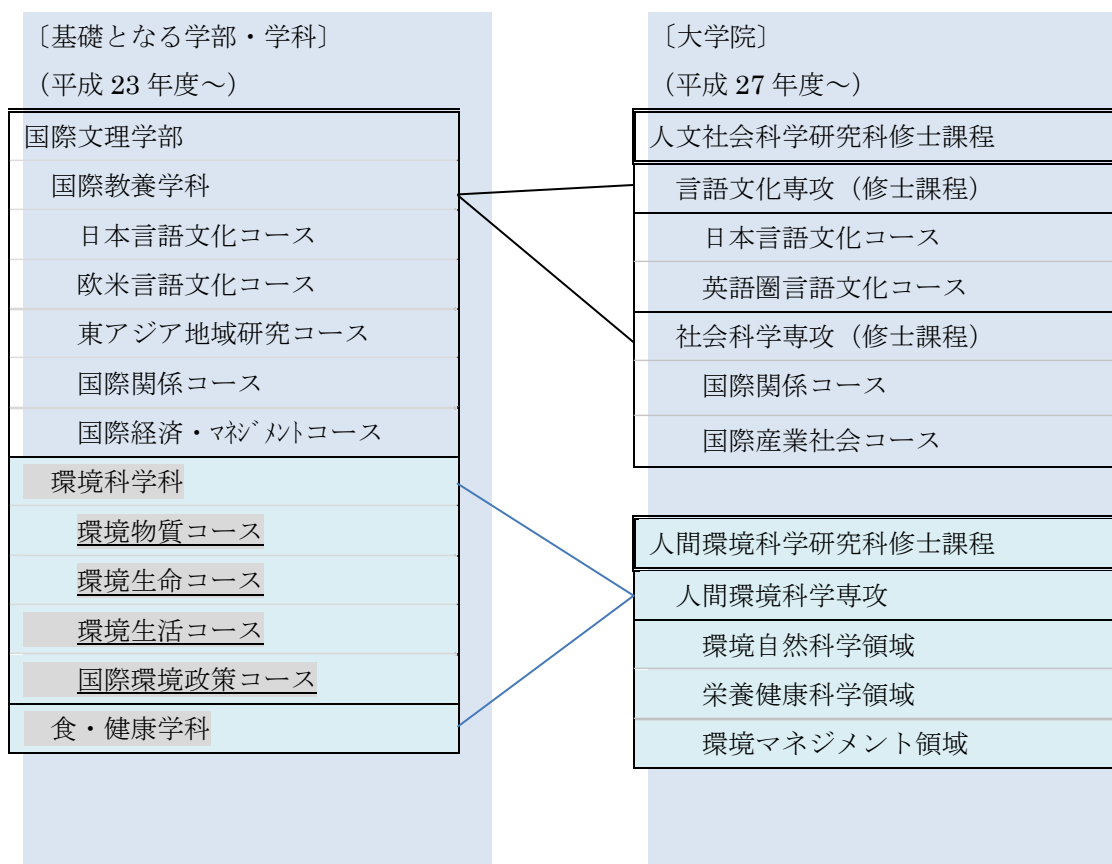
ひとつは「国際産業社会コース」である。このコースでは、グローバル化する経済活動が問いかける課題を、その背後に横たわる現象の解釈を踏まえて、経済、経営の専門知識を動員して究明する。

このことによって、たとえばグローバル化する経済活動をマクロやミクロの経済学の視点から捉えつつ、企業活動の論理をマネジメント論の観点から分析することが可能になる。

もうひとつは「国際関係コース」である。国際社会の諸問題は次元を異にする複雑な要素を孕んで展開されてゆく。したがって、このコースでは、異なる価値観を深く理解する哲学的思索を踏まえて、国際協力、国際政治、国際紛争など国際社会に横たわるさまざまな問題に対して、多様な立場から複眼的に接近することになる。専門的な知識を動員して、現象に内在する問題の本質を擧出し、その究明を目指す。

以上のように人文社会科学研究科は、言語文化専攻と社会科学専攻の2専攻体制をとり、各専攻には専門性を確保できるようにそれぞれに2つの履修コースを設ける（図2）。

図2 既存学科の構成と新大学院の関係



なお、専門性の確保とともに、修士研究に幅と深みを与えるために、両専攻に共通する基本科目を準備し、専攻横断的な履修を可能にしている。また、特に女性が共通の認識基盤をもって社会で活躍するうえで、例えばジェンダーをめぐる問題は重要な課題と思われるが、対応する専門科目を両専攻に配置し、これらの科目の専攻横断的な学びを推奨する。

④ 設置を必要とする社会的背景と本学の対応状況

④-1 本学を取り巻く社会的背景—女性の社会進出

男女雇用機会均等法が1986年（昭和61年）に施行されて28年経つ。当時就職した大卒女性は50歳を迎え、会社では重要な役職を占める年齢にある。この間の女性の社会進出は着実に進んでおり、女性が雇用に占める比率は平成22年には42.6%（総務省統計局「労働力調査」平成23年版）に達している。

その傾向は、本学が立地する福岡市においてももうかがい得る。ちなみに、東京23区と全国19の政令都市の20歳台男女の人口割合を比較した分析結果によれば、福岡市の女性の割合は9%以上も男性より高く、福岡市は最も女性比率の高い都市であり（日本政策投資銀行調査、2011年11月）、女性の活躍が大いに期待され得る。働く女性のキャリア・アップへの志向性も高いと考えられる。

同様に、総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基にして、福岡市が調べたところ、15歳から29歳までの女性比率は9.9%と全国政令都市で第1位であった（福岡市経済観光文化局『平成25年度経済観光文化局施策概要』2013年6月）。ちなみに第2位は仙台市（9.6%）、第3位は京都市（9.1%）であった。

しかし、2013年10月、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数をみるとわが国は105位と先進国の中では下位にあり、同年の厚生労働省の調査では企業の管理職に占める女性比率は7.5%にすぎない。さらに、九州では主要企業80社からのアンケート回答では、課長級以上の管理職に占める女性比率は4.7%とさらに低い状況にある（西日本新聞調査、2014年3月20日）。

政府は成長戦略の中で2020年までに指導的地位における女性の比率を30%にするという目標を掲げている。これを受けて、福岡県は全国に先駆けて「女性の活躍推進福岡県会議」を発足（平成25年5月）させた。本学がその賛同者として名を連ね、女性のキャリア・アップと社会進出を促すために、女性のライフ・スタイルに合わせた社会人教育の機会と場を提供することとしている。

企業側も女性の登用に積極的な姿勢を示している。前述の西日本新聞社の調査によれば、女性の働く環境を整備し、女性の管理職の登用を考える企業は半数に上り、さらに女性の昇進意欲の醸成が必要であると回答した企業は70%にも上っている。

他方、女性の側にも、社会で再び学ぼうとする意欲は高まっている。そのことを証左するような状況が見られる。例えば、福岡県や福岡市、大野城市などの男女共同参画を支援する外郭団体での女性セミナーはいずれも活況を呈している。しかし、高度な専門性を系統的に修得するには、公的団体が住民への福利厚生の一環として行う無料の1回きりのセミナーでは不十分である。しっかりした教育体系をもった学びの場が必要である。

そのような学びへの渴望を潤すかのように、2003年全国第3番目の国立大学ビジネススクールとして発足した九州大学大学院ビジネススクール・産業マネジメント専攻（入学定員45名）では、ここ数年で女性入学者が増加し、その比率も4分の1を占めるようになってきている。ここには30歳台前半のビジネスウーマンが、MBAの修得を目指して励んでいる。

その翌年には産官学の協力によってNPO法人九州アジア経営塾が発足している。ここには企業や自治体から派遣された平均年齢40歳台前半の36名が、1年間の経営の志しを基軸に将来の幹部を目指して学んでいる。だが、ここには女性の姿は1～2名と極めて少ない。

また、注目されるのは、（社）日本経営協会は全国初の試みとして平成25年9月に福岡市で30歳台の女性を対象に女性ビジネススクールを開講したことである。この試みは企業で女性が意欲を持って指導的な立場に立ち向かう学びの場として、毎年度新たな受講生を迎えて、継続的に開かれる予定

である。

このように福岡の地には、社会人の学び直しを含め、高度専門的能力を志向し、その実践をはかろうとする女性が多く、そのための教育の仕組みが必要とされている状況にある。

公立の福岡女子大学には、地域社会からその担い手としての期待が寄せられている。福岡市は「グローバル MICE 戦略都市」（国土交通省 2013 年 6 月）に選定されたが、都市の経済・産業・文化の成長を牽引する源泉は、革新的かつ創造的な人材育成にあり、とりわけ女性のポテンシャルを顕現化させる必要があるとして、本学に人材育成への協力を要請してきている。

女性の社会進出のために福岡女子大学が取り組むべきは、女性が社会で活躍するための高度な専門性を身につける学びの場の設置であり、女性がリカレントしつつ生涯にわたって学び続けることができる場の確立に他ならない。

④-2 本学独自の教育の展開と取り組み

国際文理学部では、国際的な適応能力を養成するべく 1・2 年次に集中的な英語教育プログラム（AEP：Advanced English Program、15 単位必修）を開講するとともに、学生の海外派遣の奨励、1 年生全員入寮制と留学生との 4 人ひと組の共同生活などを実施している。さらに平成 25 年度より新設科目「女性リーダー育成実習」と「女性リーダー育成論」を開講し、女性リーダーの育成を目指し、外部機関や企業と連携して実習や双方向的なアクティブ・ラーニングを展開しているところである。

このような海外での学びや社会に開かれた教育を通じてグローバル化や社会で活躍する人材の育成が進められており、この中から大学院に進学してより高度な専門性を修得しようとする学生が生まれる素地ができつつある。

他方、教育資源としての女性教員比率が高いことは本学の特徴である。このことは女性を対象とする大学院教育にとっては有利な条件になる。

ちなみに日本総合科学会議諮問第 14 号『科学技術イノベーション総合戦略について』の答申（平成 25 年 6 月）にも、大学及び公的研究機関における女性研究者の採用割合を自然科学系全体で 2016 年度までに 30%とする数値目標をあげている。福岡女子大学国際文理学部の国際教養学科の女性教員比率は 33%、環境科学科および食・健康学科では女性教員の比率は 40%と、全国の大学本務教員のそれに比して非常に高いレベルを維持している。学部の学生は文理統合型の履修を行っており、文系や理系で教鞭をとる女性教員を通じて女性研究者のロールモデルを感じ取ることができる。また、学生は女性として学ぶことの意味を女性教員との対話を通じて実感をともなっていて受けとめている。女性教員の存在そのものが女子学生にとって、大きな意味をもっているが、大学院レベルでは女性教員との対話が研究活動に深みをもたらすと期待される。

また、実際のイノベーションの発生とその実現のプロセスでは、理系と文系のコラボレーションが重要であることが指摘されており、女性比率の高い人文社会科学研究科の教育研究が果たす役割は期待できる。

このように女性教員が女子学生の研究者のリアルモデルとして機能する環境にあり、さらに今年度には「女性研究者特別研究活動支援事業」（文部科学省）に採択されたことにより、学生や女性教員が自身のライフイベントと学習・研究活動を両立するための環境の充実を図ることになった。今回の改組により、修士（将来的には博士）の学位を持ち高度な専門知識を活かして社会で活躍する女性を育成する教育がより一層強化できるようになることが期待される。

④-3 多様な入学者の受入れと国際化への対応

中央教育審議会から「大学等における社会人受入れの推進方策について」（平成 14 年）の答申が出されているように、大学院が社会、経済の急激な変化に迅速に対応するとともに、女性に限らず社会人の再学習の需要に適切に応え多様な教育を提供し、国際的にも社会の各分野においても指導的な役割を担う高度の専門的な知識・能力を有する者をより一層養成していくことが不可欠となっている。本研究科においても、幅広く社会人の受け入れを目指す。

一方、国際化が進む中で、国の内外から広く学生・研究者が大学に集うことにより、大学の教育研究機能を高めることは、高度な教育研究を行う機関である大学の内在的な要求に応えると同時に、国際社会が直面する課題の解決に大学の創造する知を役立て、世界に貢献することにつながるものと考えられる。福岡県は国際交流事業として「ふくおか国際化推進プラン」を策定し、国際化施策を総合的に推進している。その中で人材育成拠点の形成の視点から、アジアを中心とした留学生の受入れ、支援を行っている。本学でもまた、福岡女子大学国際化推進基金等を活用して、現在、世界18カ国・地域の26大学と交流協定を締結し、私費留学生もあわせると、全学生の約10%強の留学生を積極的に受入れている。

(2) 人文社会科学研究科設置の趣旨

現代の社会は、急速にグローバル化しつつ、多様性と不確実性を深めながら、人間と社会の新しいあり方を常に問いかけている。人文社会科学研究科が対象とする教育研究領域は、人間が言語メディアを媒介にして文化を創造し、組織的な営みによって付加価値を生産し、さらに社会的な価値観を選択し調整するなど、人間の知の創造の営みが繰り返される人間と社会に関わる広範な活動である。

このような活動はあまりに広範であり、そこから問われる課題の全てに十全に応えることは困難である。そこで本研究科では、これまでの本学の教育資源を活かし、言語文化専攻と社会科学専攻の2専攻体制を敷くことにより、問いかけられている課題の解決に向けた教育と研究を追求する。就中、グローバル化し多様化する国際社会が求める豊かな人間性と高度な専門能力を養い、社会の各分野で次代をリードする女性高度専門人材の育成をめざす。

また、各分野で実務に従事する本学卒業生や社会人女性に本大学院への門戸を広く開いて、女性のライフ・ステージのどの段階においても、いま自分が置かれている場から新しい知識の発見や創造に取り組み、高度な専門性を活かして活躍できるように研究指導を行う。

さらに中等教育の質的向上に資するために、中学校や高等学校の現職教員や今後教員を目指す女性が、高度な専門能力を修得し、「国語」と「英語」の専修免許状を取得できるようなカリキュラムやシステムを設ける。

現代社会は、科学知識のあり方について、知の創造の方法論のみならず倫理的観点からも大学院教育での指導を求めている。この大学院教育では、グローバル化し複雑な様相を深める現代社会への高度な理解と洞察を養成するための、基本的かつ原理的な知の訓練が必要である。それに合わせるべく2つの専攻に共通する科目群として、修士1年次に選択必修の基本科目を設け、広い視野と人間と社会への深い理解そして学問の方法論を学ぶように指導する。

教育研究の場では、学生の主体性を尊重し、アクティブ・ラーナーとして高次の学究姿勢をライフ・ステージのどの段階においても持ち続けることができるように導き、修了生が次代の女性リーダーとして活躍できることを目指す。

本研究科はこのような大学院教育の趣旨を実現すべく、以下の3つの理念を掲げて、教育研究体制を構築する。

【3つの基本理念】

1. グローバル時代に生きる高度な専門性と深い人間性の探求

言語文化専攻と社会科学専攻での高度な専門的な教育研究を追求することにとどまらず、グローバル化する現代の社会が求める高度専門人材の育成を目指す。そのために、高い研究倫理の上に立脚した学術研究を促すとともに、高度な専門性を持つ人材として社会で活躍するために求められる能力や豊かな人間性を育成する。各専攻で練磨される専門に特化した学術研究と、高度な専門人材として社会で活躍するために求められる研究倫理や深い人間性の陶冶を追求する。

具体的には、専門性を深めるためのコースワークを担保する枠組みとして、言語文化専攻に、日本語文化コースと英語圏言語文化コースの2つのコースを設ける。同様に、社会科学専攻に、国際産業社会コースと国際関係コースを設ける。

2. 公立大学の特性を活かした教育研究指導

一人一人の学生に向きあったきめ細かい教育研究指導という本学の特性を活かして、小規模な公立大学ならではの大学院教育指導を展開する。各専攻に学生と指導教員が全員参加する「総合演習Ⅰ・Ⅱ」（言語文化専攻）または「国際演習Ⅰ・Ⅱ」（社会科学専攻）を開き、さらに研究の方法とその内容等について知の共有をはかるべく、「総合演習」と「国際演習」の成果について合同発表の機会を設ける。また、2つの専攻に共通する知の技法や研究倫理、さらには論理的な思考を深めるための基本科目を設けて、人間や社会への広く深い洞察力を養成する。基本科目については、修士1年目の履修を促し、研究倫理や深い人間性の陶冶を生涯にわたって追求するための起点になるように指導する。

3. 女性高度専門人材の育成と大学院の生涯教育研究センター機能の発揮

地域社会から国際社会までの様々なレベルで直面する課題の解決に貢献できる、高度な専門能力と幅広い視野を持つ女性の人材の育成や、グローバル化する現代社会をリードする高度な女性専門人材の輩出を通じて、地域社会や国際社会への貢献を目指す。さらに学部学生の進学のみならず社会人の進学を促し、女性のライフ・ステージにそった教育研究の展開を通じて、本研究科は中長期的には女性の生涯教育研究センターとしての機能の確立を目指す。

（3）養成する人材像と進路（高度専門人材育成のカリキュラムと活躍する分野）

養成する人材像は、大学院修了後も女性ならではの特性を活かしながら、修得した専門性を基にしてさまざまな仕事の場で職業上の能力や人間性をブラッシュアップし、企業や社会の様々な場面で活躍する人材であり、専門性を基にして生涯にわたって自己の成長を目指して社会的に活躍する人材である。

このような人材を養成するために、大学院の教育課程では、まず修士1年向けの基本科目を通じて研究の方法と倫理、人間と社会を理解し洞察力を得るための知の原理を学んで、高度専門人材が備えるべき人間性を深めるように指導する。

言語文化専攻と社会科学専攻では、学生の研究目的に基づいて研究指導教員を決める。研究指導教員は学生の受講すべき科目とカリキュラムについて助言し、コースに開講される専門科目や基本科目等の系統的な履修を促しながら修士研究を指導する。

専門科目等の系統的な履修と修士研究を通じて、本研究科では大きくは次のような高度専門人材が養成されることになる。

- 1) 言語文化専攻や社会科学専攻の専門性を基に、教育機関や公共機関そして企業において活躍する人材
- 2) 高い語学力と高度な専門能力を活かして国際社会や地域社会で活躍する人材
- 3) 教育分野（中・高等学校の国語・英語専修免許を持つ教員）や研究分野で（今後設置予定の大学院博士後期課程へ進学するなどして）活躍する人材

具体的には、各専攻とそのコースにおいて以下のような専門教育を展開する。

言語文化専攻

既に述べたように、文学研究科で培ってきた教育研究の実績を踏まえつつ、グローバル時代を見据えて、授業科目とその内容の刷新及び履修体系を改変する。専攻内に、日本言語文化と英語圏言語文化の2つのコースを設けて、専門性の高い教育研究を展開するとともに、各コースが教員専修免許状の取得に結びつくようにする。

(1) 日本言語文化コース

言語・文学・歴史を中心とした日本文化を研究対象とする。学際的手法および比較文学的手法を多く取り込むことによって、従来型の国文学研究とは異なる新たな視点を獲得し、複雑で多岐に亘る日本文化を総合的に研究する。グローバル社会を相対的に捉えることができる思考力と、日本文化を世界に向けて発信できる専門知識を持ち、文化交流や教育の場で活躍する人材を、これによって育成する。

期待される進路は次のような分野である。

- ・ 国語教育（中学・高校教員）
- ・ 国内や海外での日本語教育
- ・ 教育研究機関
- ・ 出版関係
- ・ 報道機関（ジャーナリストなど）
- ・ 地域社会で活躍する非営利団体

(2) 英語圏言語文化コース

西欧の文化史を踏まえて、主に英語圏の言語文化と社会及び思想について共時かつ通時的な専門的知識を深めるとともに、文字や視覚文化を批判的に読解・解釈するための諸理論を学び、アジアに立つ知的教養人として、言語文化にまつわる諸問題を独創的に分析・解明する能力を養う。また、学部（「学術英語プログラム」）で培った語学力をさらに向上させ、自らの分析やアイデアを地域社会や世界に向け、説得的に発信・提言しうる対話力を育成する。

期待される進路は次のような分野である。

- ・ 英語教育（中学・高校教員）
- ・ 教育研究機関
- ・ 出版関係
- ・ 報道機関（ジャーナリストなど）
- ・ 国際的に事業展開する日本企業や日本で事業展開を図る外資系企業
- ・ 異文化交流事業
- ・ 地域社会で活躍する非営利団体

社会科学専攻

グローバル化の進展にともなって、国際社会はもとより国内においても、経済、政治、社会の諸側面で多様性が高まっている。さらに女性の社会進出が進む中で、女性の特性を発揮して広く各方面で活躍する高度な女性専門人材を求める声が強まっている。

これらを踏まえて、本専攻では、グローバル時代を国際関係と産業社会の2つの視点から捉えて、本学の教育資源を活かした学際的なコースワークを設けて、高度な女性専門人材の育成を目指す。

(1) 国際産業社会コース

グローバル化する経済社会において、日本とアジアさらには欧米の経済社会をめぐる課題とその探究は重要な教育研究課題になっている。このコースでは、グローバルな経済や社会そしてその担い手である企業をめぐる生成する様々な現象を、理論と実証を通じて解釈し理解することを目指して教育研究を展開する。この履修コースを通じて、産業社会で活躍する女性の高度専門人材や、研究・教育機関で活躍する専門人材の育成を目指す。

期待される進路は次のような分野である。

- ・ 国際的に事業展開する（特に、東アジア、東南アジア地域）日本企業や外資系企業
- ・ 行政組織や産業界
- ・ 調査機関や研究機関
- ・ 地域社会で活躍する非営利団体
- ・ 報道機関（ジャーナリストなど）
- ・ 出版関係

(2) 国際関係コース

国際社会は政治的、社会的、文化的にも複雑な様相を深めており、現代社会に問いかける諸問題の分析と現象を説明する理論の探求は重要になっている。このような問題に対して、政治を支える思想や価値観への哲学的な理解を促しつつ、法学や政治学、国際協力、社会学等の専門知識を統合して探究する。この履修コースを通じて、グローバル化する社会の各分野で活躍する高度専門人材や、研究・教育機関で活躍する専門人材の育成を目指す。

期待される進路は次のような分野である。

- ・ 国際的に事業展開する（特に、東アジア、東南アジア地域）日本企業や外資系企業
- ・ 行政組織や産業界
- ・ 調査機関や研究機関
- ・ 地域社会で活躍する非営利団体
- ・ 報道機関（ジャーナリストなど）
- ・ 出版関係

イ. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

人文社会科学研究科は、修士課程（入学定員8名）が完成する平成29年4月に、3年制の博士後期課程を設置する予定である。

ウ. 研究科、専攻等の名称および学位の名称

(1) 研究科名 人文社会科学研究科

Graduate School of Humanities and Social Sciences

(2) 専攻名 言語文化専攻 Master's Program for Language and Culture

社会科学専攻 Master's Program for Social Sciences

(3) 修士の学位

修士（文学） Master of Arts in Literature

修士（社会科学） Master of Arts in Social Sciences

(4) 定員

入学定員 8名 収容定員 16名

言語文化専攻 4名 8名

社会科学専攻 4名 8名

(5) 専門領域

①言語文化専攻に次のコースを置く

- ・日本言語文化コース
- ・英語圏言語文化コース

②社会科学専攻に次のコースを置く

- ・国際産業社会コース
- ・国際関係コース

エ. 教育課程の編成の考え方および特色

(1) 教育課程の編成の考え方

人文社会科学研究科の3つの基本理念に基づいて、高度な専門能力を発揮して活躍する女性リーダーの育成をめざして、基本科目、専門科目、研究指導科目の3区分からなる教育課程を編成する。

修士課程の修了要件は所定の科目から30単位以上を修得し、修士論文の審査に合格することとする。修得すべき単位数は、基本科目から必修の「研究の倫理と方法」を含む4単位以上、専門科目からは、各専攻の専門科目18単位以上、研究指導科目からは、修士論文指導を行う「修士特別研究」8単位とする。なお、各専攻の専門科目とは、言語文化専攻においては、日本言語文化コースおよび英語圏言語文化コースの各専門科目と、両コースに共通の科目であり、社会科学専攻においては、国際産業社会コースおよび国際関係コースの専門科目と、両コースに共通の科目である。各専攻に共通の科目のうち、「総合演習Ⅰ・Ⅱ」（言語文化専攻）または「国際演習Ⅰ・Ⅱ」（社会科学専攻）を必修とする。また、言語文化専攻では、「比較文学研究Ⅰ・Ⅱ」の何れか1科目（2単位）および「漢字文化圏の比較文化史研究」（2単位）の計4単位も必修とする。

後述の(2)に記載のカリキュラム・ポリシーに基づく人文社会科学研究科の教育課程は図3aおよび図3bのようになる。

図3a 人文社会科学研究科言語文化専攻の教育体系

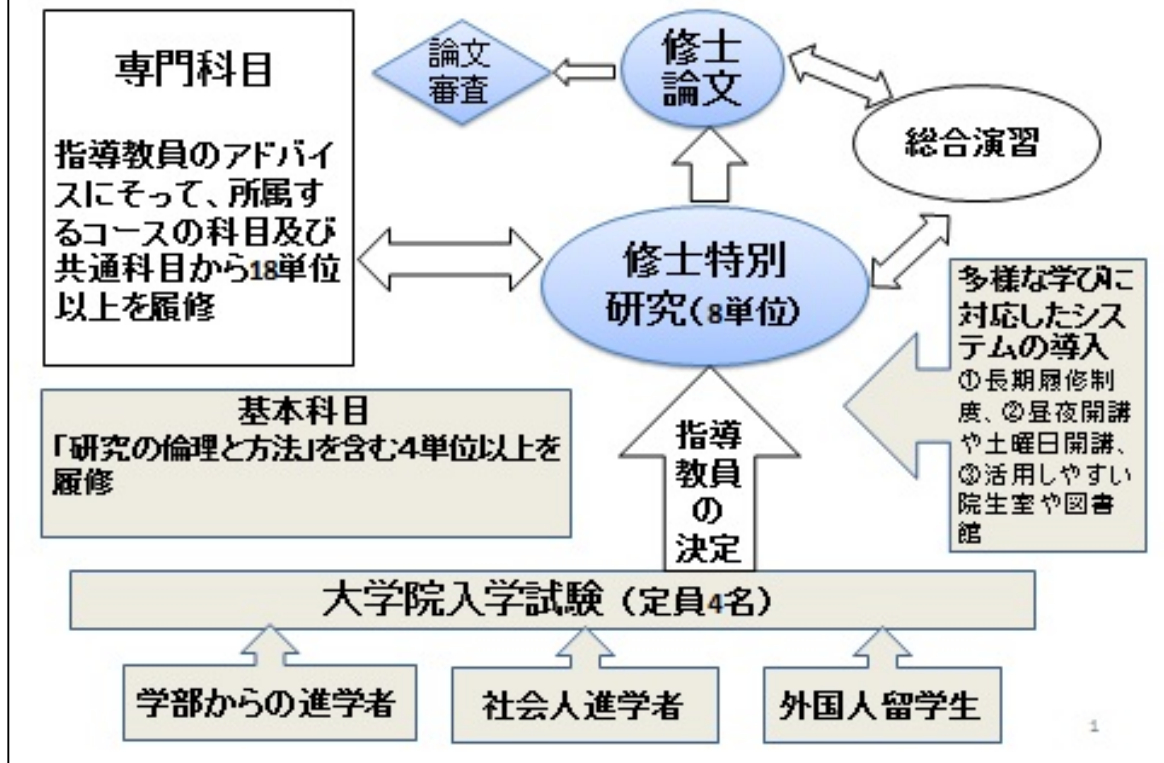


図3b 人文社会科学研究科社会科学専攻の教育体系

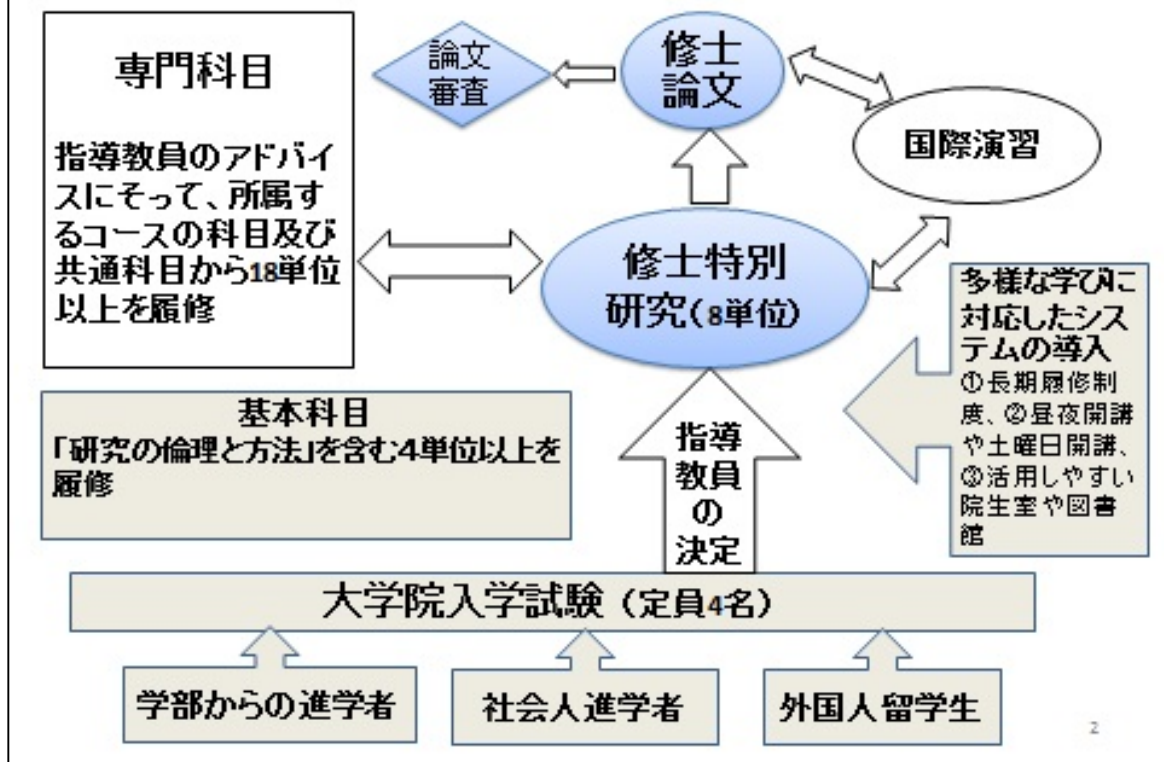


表1 人文社会科学研究科のカリキュラムの構成

区分	言語文化専攻		社会科学専攻	
	日本語文化コース	英語圏言語文化コース	国際産業社会コース	国際関係コース
専門科目 (選択) 18 単位以上 (ただし、所属する各コースの科目から 12 単位以上)	日本語教育特別研究 音韻・表記特別研究 日本語文法特別研究 日本史特別研究 古典文学特別研究 I 古典文学特別研究 II 古典文学特別研究 III 近・現代文学特別研究 視覚文化特別研究 日本学特別演習 I 日本学特別演習 II 日本学特別演習 III 日本学特別演習 IV 日本語教育実習 原典講読 I 原典講読 II 日本語学特別講義 漢文学特別講義 国文学特別講義	英語圏文学と文化特別研究 I 英語圏文学と文化特別研究 II 英語圏文学と歴史特別研究 I 英語圏文学と歴史特別研究 II 英語と文化特別研究 I 英語と文化特別研究 II 英語と歴史特別研究 I 英語と歴史特別研究 II 英語圏文学・言語とジェンダー特別演習 西欧文化史特別研究 英語圏言語文化文献講読 I 英語圏言語文化文献講読 II 英語圏言語文化文献講読 III 英語圏言語文化文献講読 IV 第二言語習得概論 英語圏言語文化特別講義 I 英語圏言語文化特別講義 II 英語圏言語文化特別講義 III	産業社会解釈特別研究 東アジア人口論特別研究 マクロ経済学特別研究 I マクロ経済学特別研究 II ミクロ経済学特別研究 I ミクロ経済学特別研究 II 国際経済学特別研究 I 国際経済学特別研究 II 経営学特別研究 I 経営学特別研究 II 国際経営特別研究 人間関係論特別研究	国際関係論特別研究 I 国際関係論特別研究 II 国際法特別研究 I 国際法特別研究 II 比較憲法学特別研究 国際関係史特別研究 I 国際関係史特別研究 II 政治哲学特別研究 グローバル協力特別研究 I グローバル協力特別研究 II 国際社会学特別研究 I 国際社会学特別研究 II ジェンダー特別研究 比較社会特別研究 比較地域文化特別研究 中国現代文学と文化特別研究
	○比較文学研究 I ○比較文学研究 II 世界の中の日本伝統文化 ◎漢字文化圏の比較文化史研究 書物と印刷 ◎総合演習 I・II		◎国際演習 I・II	
基本科目 4 単位以上	◎研究の倫理と方法 歴史と社会 グローバル社会と英語 アカデミックライティング・プレゼンテーション 人文社会統計学 国際研究活動			
研究指導科目 (8 単位)	修士特別研究			

※科目名に◎印のあるものを必修とし、○印のあるものは何れか1科目を必修とする。

*なお、言語文化専攻で「国語」あるいは「英語」の専修免許状の取得を目指す場合は、それぞれに指定された科目から 24 単位を取得することが必要になる。

(2) 教育課程の特色（主要な開講科目と履修方法）

本履修体系のカリキュラム・ポリシーは、以下のとおりである。

① 研究倫理の涵養

研究の倫理観をもって、生涯にわたって社会人としてあるいは研究者として優れた人間性を練磨するために、基本科目の中に「研究の倫理と方法」および「アカデミックライティング・プレゼンテーション」を置く。前者を必修科目とし、修士1年前期に開講する。研究の倫理、研究の方法、さらには研究論文の理論的構築は、修士研究に取り組むためばかりではなく、生涯にわたって研究活動を続ける上で不可欠の重要性をもっている。また、後者を選択科目とし、その理論を具体的に実践させる。

② 系統的履修と高度な専門性

大学院における専門性は、自身の研究課題に基づく修士論文の調査研究とその研究に必要とされる専門科目群の系統的な履修によって修得される。本研究科では、学生が研究指導教員に相談しながら、基本科目や専門科目から研究テーマにそって系統的な履修を行い、研究実施能力、研究の妥当性に対する判断力、文献調査能力等を育成する。

各コースでは、次のような教育を行う。

●日本言語文化コース

本コースは、言語・文学・歴史を中心とした日本文化を研究対象とする。学際的手法および比較文学的手法を多く取り込むことによって、従来型の国文学研究とは異なる新たな視点を獲得し、複雑で多岐に亙る日本文化を総合的に研究する。これによって、多様な文化に対する理解力を持ち、日本文化に対する深い専門知識を以て世界に伍していくことのできる人材を育成する。就中、その専門知識を活かして次世代のリーダーとして活躍するに相応しい場として、国語教育及び日本語教育の分野を視野に入れ、国語教員の専修免許状取得にかかわる科目と日本語教育関連科目を合わせて修得することが可能となるようなカリキュラムを構成している。

●英語圏言語文化コース

本コースでは、西欧の文化史を俯瞰して、他領域との交流を踏まえた上で、主に英語圏の言語文化と社会及び思想について共時かつ通時的な専門的知識を深めるとともに、文字や視覚の文化を批判的に解釈するための諸理論を学び、アジアに立つ知的教養人として、言語文化にまつわる諸問題を独創的に分析・解明する能力を養う。また、学部（「学術英語プログラム」）で培った語学力をさらに向上させ、自らの分析やアイデアを地域社会や世界に向け、説得的に発信・提言しうる対話力を育成する。

●国際産業社会コース

グローバル化する現代の政治社会や経済、現代企業経営などが問いかける諸問題の分析と現象を説明する理論の解明を目指す。本コースの専門科目は、経済学の理論を基に国際的な経済活動や地域経済の展開を解明する分野、経営理論を基にして企業の戦略活動や国際活動、さらには組織行動にまつわる現代的課題について解明する分野を中心に開設する。

このコースの専門科目を系統的に履修することによって、グローバル時代に活躍するために必要な

高度な専門職業能力の育成を目指す。

●国際関係コース

本コースは、国家内、国家間に横たわる政治的、文化的な連携や対立に関わる課題を対象にして、その論理的な理解と専門的な知識の修得をめざす。本コースでは特に、(1) アジアの政治や文化に関わる分野、(2) 国際政治と法の論理を基にして国家間、地域社会間などで生じる課題を究明する分野に注目して、それぞれに関わる専門科目を開講する。

各コースにおける履修モデルと進路の例示については、添付資料1「履修モデル」を参照されたい。

③ 専攻横断的な科目の履修

専門性の確保とともに、修士研究に幅と深みを与えるために、両専攻に共通する基本科目を準備し、専攻横断的な履修を可能にしている。

各専攻には、学生と指導教員が全員参加する「総合演習Ⅰ・Ⅱ」(言語文化専攻)または「国際演習Ⅰ・Ⅱ」(社会科学専攻)を開き、さらに研究の方法とその内容等について知の共有をはかるべく、「総合演習」と「国際演習」の成果について合同発表の機会を設ける。

専門科目群に関しては、それぞれの専攻で共通のテーマを扱う科目として、言語文化専攻における「英語圏文学・言語とジェンダー特別演習」と社会科学専攻の「ジェンダー特別研究」、「比較社会特別研究」、「国際社会学特別研究」があり、専攻横断的な学びを推奨する。なお、他専攻の専門科目は自専攻の専門科目の単位にはならないが、修士研究のテーマによっては、専攻を超えて学ぶことも奨励する。

④ 国際化に対応するアクティブ・ラーニング

国外の連携機関との教育研究交流や、海外での調査活動を通して学生が自らの研究を国際的な視野から発想・展開し、社会との密接なつながりを持ちつつ、幅広い視野をもって、より独創的な研究を行う能力を養うために「国際研究活動」の機会を設ける。国際文理学部では、国際的感性とコミュニケーション能力を育成するために、国外での体験学習、言語文化研修や交流提携校との交換留学などを実施して単位の認定を行っているが、大学院の「国際研究活動」では、国外の大学、研究・行政機関を拠点とする就業体験や調査・研究活動等とその成果を総合して単位として認定する。

(資料1 研究・実習活動先となる大学間協定ほか)

なお、単位としての認定を受けるためには、指導教員および研究科長による研究計画の事前承認が必要であり、海外での研究活動(実働5日以上)に加え、担当教員による事前および事後の講義(7コマ)を受講する必要がある。「国際研究活動」の実施にあたっては、本学が培ってきた海外の交流協定締結大学のネットワークを活かすとともに、国際的な共同研究に積極的に参画する環境を整備する。

⑤ 女性のライフ・ステージを見据えた教育研究

ライフ・ステージは曲線的かつ複線的である。女性が次代のリーダーとして社会で活躍するためには、各ステージに求められる高度な職業能力や社会適応能力を修得しなければならない。女性研究者をめざす場合も同様にこのような課題は発生する。

学生が出産や育児あるいは介護によって発生する研究活動や職歴を中断することなく、学業が続けられるように柔軟な教育研究の指導を行う。そのために、「長期履修制度」や「昼夜開講制度」を設けて、ライフステージに対応した専門科目の履修や研究の継続をはかる。さらには土曜日開講や、活用しやすい快適な大学院生研究室の設置を図る。

また、修了後も本研究科との連携を維持し、生涯にわたって女性の研究活動が展開されるような教育研究支援体制を構築する。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

人文社会科学研究科は、基本的に平成 23 年度に開設された国際文理学部国際教養学科に所属する教員によって構成される。なお、現行の文学研究科修士課程（博士前期課程）は廃止し、教員は新設の人文社会科学研究科に配属し直す。

参考 定年、定年延長に関する規程（資料 2）

図 4 現行大学院の教員編成と改組後の大学院の教員編成

〔現行の文学研究科〕

専攻	教授	准教授	講師	合計
国文学専攻	3	2	3	8
英文学専攻	4	2	0	6

〔改組後の人文社会科学研究科〕

専攻	教授	准教授	講師	合計
言語文化	7	6	5	18
社会科学	8	10	0	18

カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（1）基本方針

地域や国際的に活躍できる専門的人材、研究者としての使命感を醸成できるような教育研究環境を整備し、学生自身の適性に応じたキャリア形成の実現を目標に履修指導を行う。修了要件は 30 単位であり、その履修方法については「エ 教育課程の編成の考え方および特色」で示したとおりである。

本研究科においては、入学時点で、学生が研究テーマの完遂に必要なバランスのとれた知識と能力を付けるための科目を選定できるように、論文指導教員が個別の履修指導を十分に行う。同時に、学生が特定分野の研究に埋没しないように、副指導教員を置く。指導教員および副指導教員は学生が大学院の環境に慣れる 5 月の研究科委員会で、学生の研究テーマとの適合性を考慮して決定する。

論文指導では、研究課題の独創性を重視し、個々の学生の研究能力とそれを支える専門的知識を伸ばすことができるよう指導し、修士論文の作成に導く。具体的には、「エ 教育課程の編成の考え方および特色」の項に記述したような系統的配置に従って、1 年次前期には、研究するとは何かといった研究者としての姿勢と研究課題に関する基礎的知見とを身につけさせるとともに、問題の所在を理解するよう指導する。1 年次後期から 2 年次前期にかけては、テーマの深化・具体化と論文作成の基礎手法を指導する。修士研究の進捗にあわせて、所属する専攻の「総合演習」または「国際演習」で研究の中間報告を求める。また、国内外の学会等での発表や国際研究活動や海外留学等への積極的参加を促す。

修士論文の題目については、1 月度の研究科委員会で確認し、論文審査のための主査と副査を決定す

る。完成した修士論文は、修了年次の2月20日（20日が土曜日や日曜日の場合は月曜日）の午後5時までに修士論文2部を教務企画班に提出する。

修士論文の審査は、主査と副査の口頭試問によって3月10日までに行う。学生は指定された期日・教室で、修士論文について口頭での説明を20分程度行い、その後主査と副査からの質疑に回答しなければならない。これに要する時間は1時間以内とする。審査は、修士論文にとってふさわしい学術的水準にあるか、先行研究は適切にレビューされており、引用箇所や引用文献の表記が適正になされているか、論文に求められる形式要件を満たしているかなどについて実施する。特に剽窃行為は厳しく審査し、適性を欠く場合は不合格とする。口頭試問の結果は書面にて、3月の研究科委員会までに提出しなければならない。3月開催の研究科委員会では、修士論文2部、研究業績、修士論文口頭試問報告書に基づいて合否を審議し判定する。

なお、修士論文提出後の発表会を両専攻合同で開催する。修士論文として認定されたものは、図書館において電子媒体で保存し、執筆者と題目一覧をホームページ上で公開し、求めに応じて一般の閲覧に供することとする。

研究科の入学から修了までの研究指導スケジュールを図5に示す。

図5 人文社会科学研究科における研究指導のスケジュール

	事項・内容	担当者
1年次 4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生オリエンテーション 履修規程、履修登録、修士特別研究 ・ 研究課題・研究計画書の提出 ・ 指導体制の整備 主指導教員1名、副指導教員1～2名を決定 ・ 前期履修科目の履修指導 登録する科目の選択に際し、指導を行う 	研究科長（専攻長） 指導教員など
4～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究課題・研究計画のもとに研究指導 	指導教員
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期履修科目の履修指導 	指導教員
10～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修状況や研究の進捗状況に応じて、国際研究活動等の実施計画立案 ・ 修士研究テーマにそった研究の指導、学会発表指導 	指導教員
2年次 4月 4月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前後期を通じた履修科目の履修指導 ・ 国際研究活動等の事前指導と実施 <p>なお研修先の交渉については、国際化推進センター／地域連携センターと連携して、研修予定の学生に対する事前指導などを行う。</p>	指導教員 指導教員、担当教員

4月～2月	・修士研究の指導、学会発表等の指導	指導教員
2月	・修士論文（最終稿）提出	研究科委員会 論文審査委員（主査1名、副査2名）
2月～3月	・修士論文審査委員（主査1名、副査2名）決定 ・修士論文審査及び最終試験	
3月	・論文審査結果と修了の判定	研究科委員会

（2）修了要件

修了要件は、本課程に2年以上在学し、必修科目を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格することとする。

■ディプロマ・ポリシー

課程修了には、所定の年限在学し、修士論文審査および最終試験に合格することが必要である。基本科目を通じて得られた広い視野と探究心、各専攻で培われた高度な専門性を活かして、次代の女性リーダーとして社会で活躍する能力や、教育研究分野で活躍する能力を修得していることを重視する。また、女性のライフ・ステージで直面する課題を克服し、生涯学究的な態度を失うことなく、多方面で活躍できる専門的な能力が身についていることを求める。

なお、本研究科では、修士（文学、社会科学）の学位を取得できる。

（3）履修モデル

（資料3 「履修モデル」を参照）

（4）学位論文の審査・公表方法

現行の「福岡女子大学学位規程」（大学院履修の手引き）に則って、実施する。

（5）研究の倫理審査体制

研究倫理規則に基づいた体制による。

（6）学生定員（入学定員、収容定員）

図6 現行大学院の学生定員と改組後の大学院の学生定員

〔現行の文学研究科〕

専攻	入学定員	収容定員
国文学	5	10
英文学	5	10

〔改組後の人文社会科学研究科〕

専攻	入学定員	収容定員
言語文化	4	8
社会科学	4	8

キ 施設・設備等の整備計画

1 基本方針

本学においては、平成24年度から現在地において、ローリング方式により新校舎の建築整備を行っており、平成26年度4月現在で新しい研究棟、図書館棟及び体育館が完成し稼働を始めている。平成25年度以降も順次、講義棟、本部棟、運動場などを建築整備し、新しい教育施設の下で、学部生及び大学院生の教育研究環境及び主体的学習環境を整えていく。

2 校地、運動場

校地、運動場は現在地とし、整備終了後の校地面積は約41,562㎡（校舎敷地：約37,544㎡、運動場：4,018㎡）である。図書館等の屋上に当たる3階には研究棟からの出入りも可能なテラスを設け、植込みやベンチ、東屋の設置など、学生の休息のスペースを確保している。

3 校舎等施設

本学には平成26年度4月現在、既存施設のA棟、D棟、E棟に加え、新研究棟(研究棟A棟、研究棟B棟)、図書館棟、体育館等の諸施設が整備されており、新研究科の完成年度末までには、新しく本部棟、講義棟などを現在地において順次整備予定である。

新しい研究科の設置に当たり、学内の各施設及び設備については学部との共用を基本とし、大学院の教育研究に必要な講義室、研究室などを整備する。さらに、大学院生の専用としてセミナー室（3室：44.1㎡、60.0㎡、52.9㎡）、大学院院生室（2室：60.0㎡、67.9㎡）を整備する。（資料4）学外に対しての接続、いわゆるインターネットへの接続は、平成7年10月より国立情報学研究所の学術情報ネットワーク（SINET）を経由しており、また、同時にSINETノードまでは、100Mb/sに高速化されたことにより今後も増え続けることが予想される学外との接続に対応できるようになっている。

各棟における講義室、演習室、実験実習室、教員室・研究室棟の配置状況は次のとおりとなる。

表2 完成年度における講義棟及び研究棟の状況（施設全体）

校舎棟名	講義で使用する教室	教員室・研究室
講義棟 (3,695.3㎡)	講義室13室(1,416.7㎡) 演習室 6室(357.5㎡) 情報処理学習室 2室(267㎡)	—
研究棟 (A棟、B棟) (18,075.4㎡)	演習室(スペース) 1室(155.5㎡) 実験実習室27室(2,468.6㎡) 語学学習施設 8室(496.4㎡)	人文社会科学研究科 35室(1,110.9㎡) 人間環境科学研究科 30室(3,478.2㎡)

4 図書館

(1) 施設

平成26年4月に開館した新図書館（学術情報センター）は、総面積3468.66㎡、2階建て、閲覧席

数は 261 席であり、その他に研究個室、グループ学習室等がある。

主に 2 階に開架式の一般書架と集密書架、参考図書、閲覧席、研究個室 5 室、受付カウンター等を設置している。1 階には開架式書架と閲覧席、インターナショナルラウンジ、グループ学習室、ブラウジングスペース、AV ブース等を配している。館内どこでも無線 LAN によるインターネット検索が可能である。図書館は大学院院生室やセミナー室を擁する新研究棟（平成 26 年 3 月完成）と連続した棟にあり、2 階ゲート前には大学院演習室が設置されており、研究に至便である。

(2) 蔵書等

平成 25 年度末現在、約 18 万冊の蔵書（うち洋書、約 4 万 5 千冊）と 2,612 種の学術雑誌（うち洋書、244 種）、視聴覚資料 1,516 点を有している。電子ジャーナルは 941 種類、デジタルデータベースを 4 種類導入している。この他、貴重図書として古典籍 881 点（約 6 千冊）、マイクロフィルム 800 点近くを所蔵する。

平成 23 年 4 月の新学部開設で社会科学系の分野が新たな教育研究分野として加わったことから、その分野を中心に約 2 万 3 千冊の図書と 100 種の学術雑誌、視聴覚資料 1,000 点の整備を開設前年度から段階的に整備している。

(3) 図書館サービス

レファレンスは職員が受付カウンターで行っている。2 台の蔵書検索専用の端末と、蔵書検索のほか学習にも利用可能な 10 台の学生用端末を備えており、OPAC（Online Public Access Catalog）を利用して学内外からの蔵書検索を可能にしている。ノート端末から無線 LAN による検索もできる。また、国立情報学研究所の CiNii などにより、紀要などの学術論文や大学・研究機関等に収蔵された図書・雑誌等の検索が可能である。ブラウジングスペースでは新刊雑誌・図書、新聞などを配架している。この他、視聴覚資料を視聴できる AV ブースを設け、学生が気軽に利用できるようにしている。

ク 既存の学部との関係

既存学部と本研究科の関係については、上掲の図 2を参照。

ケ 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー

高度な専門性を基に社会で活躍する女性リーダーや研究教育機関で研究教育者をめざす学部卒業生や社会人を募り、大学院で主体的に研究を遂行するために必要な研究能力、専門学力や国際的な教養を重視する。特に下記のような能力・意欲を有する女子学生や社会人を求めたい。

- ① 人文社会科学分野に関心が深く、自らを高める向上心に満ち、かつ知的好奇心や創造性に富んでいること。
- ② 研究に対し、積極的かつ主体的に取り組む姿勢を持っていること。
- ③ 人文社会科学に関する基礎学力や専門知識を有していること。

- ④ 人間の文化や言語あるいは国際的な経済、政治、社会や企業活動等から生じる問題や現象の分析に関心が高いこと。
- ⑤ 研究成果を女性が活躍する男女共同参画型社会の創生のために提案・還元する意欲を有すること。

また、意欲ある社会人の入学を促進するために、入学時における自らの計画と申告に基づき、標準修業年限を超える年限で課程を修了することを認める「長期履修学生制度」を導入する。

専攻ごとのアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

●言語文化専攻

本専攻では、日本及び英語圏の言語文化と社会及び思想について共時かつ通時的な専門的知識を深めさせるとともに、批判的に物事を解釈するための視点を学ばせる。従って、歴史や言語文化活動に強い関心と研究意欲をもち、研究遂行に必要な学力を有し、意志が明確な学生を募る。修了後に、専門知識を活かして、リーダーとして国内外で文化を発信し広く活躍できる者、教員の専修免許状を取得し教育の現場で活躍し指導的立場に立とうとする者、研究者として研究活動をめざす者などを求める。

●社会科学専攻

本専攻では、グローバル化する現代の政治社会や経済、現代企業経営などが問いかける諸問題の分析と現象を説明する理論の解明を目指すので、現代の国際社会や企業等の経済活動に積極的な関心を持ち、大学院での研究活動を主体的に推進するために必要な専門知識や意欲の強い学生を募る。修了後の進路は多様であるが、高度な専門能力を基に次代の女性リーダーとして国際社会での活躍や専門的な研究活動や教育活動を追求する進学者を求める。

(2) 入学資格

次のいずれかに該当するものとする。

- ① 大学を卒業した者
- ② 大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと本研究科が認めた者
- ③ 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者

(3) 入学者の選抜方法

多様な修学歴を持つ者の大学院教育に対する期待に応え、一般の選抜に加えて、社会人入試及び外国人留学生入試を専攻ごとに実施する。

① 学部卒業生、卒業予定者

外国語及び専門科目の筆記試験と面接試験により選抜する。外国語筆記試験においては、本研究科における教育研究に必要な語学力を有していることを審査する。専門科目の筆記試

験では、専門分野の知識を有しているかを判定して選抜する。面接試験では、受験者の研究計画を詳しく聴取し、評価するとともに、総合的な学力や教養についても確認する。

② 社会人

上記①に準じた試験を実施する。なお本入学試験においては、多様な能力を有する社会人を受け入れることを目的としているため、出願資格は入学時において2年以上の社会経験を有する者であると定める。

③ 外国人留学生

上記①に準じた試験を実施する。本研究科に入学した留学生は、研究科設置科目を履修すると共に、必要に応じてAJP（国際文理学部のAcademic Japanese Program）の提供する日本語及び日本の文化に関する科目も履修することにより、日本語の能力の向上及び日本文化の理解が可能となる。

コ 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法を実施する場合

社会人学生の学習と勤務の両立を容易にするために、大学院設置基準第14条により、昼夜開講の教育方法を採るとともに、長期履修制度を活用し、修業年限も学生個人の実態に合わせ2年から4年とする。「昼夜」に開講することで、学生と社会人学生とが共に学ぶことを可能とし、異年齢・異なる経験を持つ学生相互の交流が促され、互いの研究を刺激し、深め合える効果を生むことが期待できる。

なお、長期履修制度の申請は原則として入学時におこなうものとし、その適応は入学時の修士1年前期から適応可能とする。ただしこの申請は原則として1回限りの申請とし、履修期間の途中での変更は原則として認めないものとする。また、長期履修制度の学生の履修制限は設けない。授業料は、履修期間の長短にかかわらず修士課程2年分を納めるものとする。

履修指導と研究指導は、開講時間内に学内において行うことを原則とするが、遠隔教育による指導教員との意見交換制度を取り入れ、勤務との関係で生じる時間不足を補うことができるよう配慮する。授業時間は、平日は7限目（19時40分～21時10分）までの時間帯と土曜日（8時50分～4時10分）に開講する時間割を編成し、社会人学生に対する学習時間の確保に配慮する。詳細は次のとおりである。

a. 修業年限

社会人特別選抜により入学した学生のうち、「長期履修制度」の適用を希望し、研究科委員会において承認された者には、修業年限を3年または4年とすることができる。

b. 履修指導及び研究指導の方法

社会人学生は、入学後に提出する「研究課題・研究計画書」をもとに指導教員と相談し、3～4年の期間にまたがる履修モデルを作成したうえで、弾力的な授業及び研究指導を受ける。

c. 授業の実施方法

「研究課題・研究計画書」をもとに、指導教員は学生と相談し、適宜、授業を平日の7限目までと土曜日に開講したり、あるいは他教員の授業開講時間を調整することにより、学生の勤務形態に応じた授業実施体制を整える。

d. 教員の負担

社会人学生からの希望を受けた指導教員の申し出により、研究科委員会あるいは各専攻において、教員の負担を調整・平準化し、特定の教員に負担が偏重しないよう工夫を行う。

- e. 図書館・情報処理施設等の利用や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置
 図書館は通常 20 時閉館であるが、社会人学生の図書館利用を可能にするため、週 2 日を目途に 22 時まで開館する方針である。加えて、各専攻には専門書等を配架した個別の共同研究室があり、終日利用が可能である。また、情報処理室は 20 時までの利用が可能であるが、大学内は WiFi 機能により、24 時間学内 LAN が利用できる環境にある。教務等の職員は、授業が開講される時間帯には、個別対応が可能な体制にある。
- f. 入学者選抜の概要
 原則、学部卒業生、卒業予定者に準じた試験を実施するが、社会人入学試験は、多様な能力を有する社会人を受け入れることを目的としているため、各専攻、各コースにおいて、志願者の研究計画とプロフィールに応じた個別入試を行う。なお、出願資格は入学時において 2 年以上の社会経験を有する者である。

サ 管理運営

教学面に関する審議組織は、全学的組織として教育研究協議会、部局ごとの教授会・研究科委員会等からなる。これらの会議については、学則、教育研究協議会規程、教授会規則及び研究科委員会規則で定められている。教育研究協議会、部局ごとの教授会・研究科委員会はほぼ毎月開催され、教育研究上の重要事項についての審議、協議を行う。

研究科委員会では、研究科の教学に関する事項等が審議され、緊急な議題が生じた場合には臨時の研究科委員会を開催して対応する。

また、研究科相互の客観的評価・点検及び情報の共有と将来構想に関する重要事項に関する協議は、教育研究協議会において審議される。

表 3 教育研究評議会、教授会の構成と審議内容

会議名	構成員	審議事項	開催頻度
教育研究協議会	学長（理事長）、学部長、理事長が定める重要な学内組織の長 10 人以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項 ・ 学則その他の重要な規則の制定又は改廃 ・ 教員人事、教育課程の編成の方針 ・ 学生の入学、卒業など学生の在籍と学位授与の方針 ・ 教育及び研究の自己点検評価 	年 5 回程度
研究科委員会	人文社会科学研究科の教授、准教授、講師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の入学、再入学、退学、転学、留学、休学、復学及び課程の修了その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項 ・ 教育課程の編成に関する事項 ・ 学長から諮問を受けた教員の採用、昇任に係る選考に関する事項 ・ その他研究科の運営に関する重要事項 	月 1 回程度

シ 自己点検・評価

1 実施体制

本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的・使命を達成するため、教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について自ら点検・評価を行っている。理事、副学長、学部長、その他附属機関の

長等で構成する「自己点検・評価委員会」を設置し組織的に取り組んでいる。同委員会では、本法人の中期計画や年度計画の業務実績評価などに関する自己点検・評価の実施、結果の公表などを総括・管理する。

【自己点検・評価委員会の構成】

理事（副理事長、常務理事兼事務局長、教員理事）、副学長
学部長、学部共通教育機構長、学科長、センター長（学内組織）
事務局（経営管理部長、学務部長）

2 実施方法

本学では、毎年度、法人の年度計画の実施状況について、中間評価及び年度終了後の実績評価を行っている。評価項目は、教育研究、社会貢献、業務運営等業務全般にわたって 39 項目（プロジェクト）に及ぶ。

中間評価は半期経過後に行い、計画の進捗管理や次年度の計画づくりに生かす。年度終了後の実績評価は、法人の設立団体である福岡県の評価委員会の評価結果と併せて法人運営の改善に活用している。

自己点検・評価の方法及び体制は次のとおりである。

【年度計画の自己点検・評価方法（年度終了後の評価）】

- 年度計画の 39 項目毎に業務の進捗状況を 5 段階（A(+), A, B, C, D）で評価
- 年度計画項目別の評価結果を踏まえ、6 つの中期目標項目（教育、研究、社会貢献など）ごとに記述式で評価
- 上記の項目別の評価結果を踏まえ、計画の進捗状況全体を総合的に評価（「業務の実施状況」「財務状況」「法人のマネジメント」の観点から記述式で評価）

また、法人の自己評価と福岡県の評価委員会による第三者評価の他に、既設研究科である人間環境学研究科は、上記の自己点検・評価委員会の下に認証評価部会を設置し、過去に平成14年度（着手分）と平成22年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受審した。直近の平成22年度の認証評価では、「大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」と判定されている。

3 結果の活用・公表

毎年度の年度計画の自己点検・評価の結果（年度終了後）は、業務実績報告書として本学ホームページで公表するとともに、改善点を整理し業務改善に反映する。

ス 情報の公表

1 実施の方針

本学は、社会的役割として、あるいは公的資金を財源として運営する機関として、運営や活動の状況を積極的に発信する責務があると考えている。教育研究の特色に関する情報ははじめとして、シラバス、研究成果、入試情報、地域連携情報、就職、組織運営情報、事業計画（中期計画・年度計画）、

業務評価結果などの各種情報を本学のホームページにおいて公開するほか、大学広報誌の発行も行う。

教育研究活動の成果は、関連学会での発表、「紀要」への掲載、学会誌への投稿を通じ、公表するほか、本学や地域で開催される公開講座等を通じて地域社会へ積極的に情報提供を行う。

2 現在本学において公開している情報は以下のとおりである。

①大学の教育研究上の目的に関すること

- ・理念、目的等に関する規則

<http://www.fwu.ac.jp/about/rules.html>

トップ>大学案内>学則、規則、組織図

- ・大学の理念

<http://www.fwu.ac.jp/about/policy.html>

トップ>大学案内>大学の理念

- ・学部の概要

<http://www.fwu.ac.jp/faculty/summery.html>

トップ>学部・学科紹介>学部・学科構成

②教育研究上の基本組織に関すること

- ・組織図

<http://www.fwu.ac.jp/about/rules.html>

トップ>大学案内>学則、規則、組織図

③教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・研究者データベース（略歴、研究テーマ、研究概要、主要研究業績など）

<http://www.fwu.ac.jp/teachersdatabase/list/>

トップ>情報公開>研究者情報（外部リンク）

④入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・アドミッション・ポリシー

http://www.fwu.ac.jp/exam_info/h26/

トップ>入試情報>平成26年度入試情報

- ・就職状況、就職先・進学先一覧

<http://www.fwu.ac.jp/career/situation.html>

トップ>就職・キャリア支援>就職状況

⑤授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・学部、学科毎にカリキュラムを公開

<http://www.fwu.ac.jp/faculty/index.html>

トップ>学部・学科紹介

- ・授業概要、授業計画、評価方法など

<http://www.fwu.ac.jp/disclosure/syllabus.html>

トップ>情報公開>講義概要（シラバス）

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・学則

<http://www.fwu.ac.jp/about/rules.html>

トップ>大学案内>学則、規則、組織>学則

⑦校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・学内施設、立地紹介

<http://www.fwu.ac.jp/campuslife/campus.html>

トップ>キャンパスライフ>学内施設・立地紹介

⑧授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・学費、奨学金

http://www.fwu.ac.jp/exam_info/expenses.html

トップ>入試情報>学費・奨学金

⑨大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・教職課程

<http://www.fwu.ac.jp/faculty/education.html>

トップ>学部・学科紹介>教職課程

- ・保健室、学生相談室

http://www.fwu.ac.jp/campuslife/nurses_office.html

トップ>キャンパスライフ>保健室・学生相談室

⑩その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報，学則等各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書，自己点検・評価報告書，認証評価の結果等）

- ・学則、規則、組織

<http://www.fwu.ac.jp/about/rules.html>

トップ>大学案内>学則、規則、組織

- ・学部・学科構成

<http://www.fwu.ac.jp/faculty/summery.html>

トップ>学部・学科紹介>学部・学科構成

- ・法人情報

<http://www.fwu.ac.jp/disclosure/com.html>

トップ>情報公開>法人情報

セ 教員の資質の維持向上の方策

本学の FD 活動は、全学および各学部・研究科ごとの取組みによって実践している。

全学での取組みは、各学科から選出された教員や職員で構成されている教育・学習支援センターの企画・立案の下で行われている。学生のニーズに関しては、授業アンケートや在学生アンケートを実施してニーズを把握するようにしている。FD 研修会における研修内容などの過去 3 ケ年の実績は(資料 5) のとおりである。これらの研修には、多くの教職員が参加しており、不定期ではあるが FD 研修についてアンケート調査を行い、取組み課題に対する意見や、今後取組むべき課題についての提言を集積している。FD 研修会では、対面授業を補完・補強するためのシステムである Moodle や協同学習などの教授方法のワークショップ等も過去実施してきており、教員による教育の質の向上や授業の改善への努力と工夫を行っている。

一方、各学部・研究科では、中期計画等を踏まえた教育活動を実践するために、学部長と学科長(専攻長)で構成される学科長会議を中心に、独自にそれぞれの分野の特色を活かす FD 活動に取り組んでいる。FD 研修会の他に、例えば、研究科研究報告会、研究科授業への教員参加、研究室合同のゼミ・勉強会、学科単位でのカリキュラム検討等の FD 活動も実施している。

学科での取り組みの一例としては、学科全ての演習科目について前期・後期毎に FD 会議を実施しカリキュラム・シラバス内容の調整・検討・改善を行った上で、3 年次学生全員を大教室に集めて説明会を開催し受講希望アンケート用紙の配布・回収を経て、学科会議で学生全員の受講科目配分を定めるなどのきめ細かな実践活動を行っている。また、卒業論文の指導においても年間の FD 活動スケジュールを定めて、学生一人一人の研究課題に最適な指導を教員が行えるよう不断の工夫を重ねている。

FD 活動への教員の積極的な取組を促す意味で、教員個人業績評価の教育分野の評価項目に「FD 活動」が取り上げられている。

資 料 目 次

- 資料 1 研究・実習活動先となる大学間協定ほか
- 資料 2 定年、定年延長に関する規程
- 資料 3 履修モデル
- 資料 4 大学院セミナー室・院生室 室内見取り図
- 資料 5 F D 研修会実施状況(平成 23 年～平成 25 年)

研究・実習活動先となる大学間協定ほか

協定締結大学等一覧

大 学 名 等	国 名 等
マヒドン大学	タイ
同済大学	中国
コペンハーゲン大学	デンマーク
マンチェスター大学	イギリス
ルーヴァン大学	ベルギー
福岡県	海外事務所（上海、香港、 バンコク、サンフランシスコ）
E U I J 九州	E U 本部（ベルギー）
ペラデニア大学	スリランカ

実習施設一覧

実習施設名	所在地	連携者名	受入人数
同済大学外国語学院 (中国)	上海市四平路 1239 号	劉曉芳教授	5 名
マヒドン大学教養学 部 (タイ)	999 Phuttamonthon 4 Road, Salaya, Nakhon Pathom 73170	チュラーラット・テー チャチャーウィワット	5 名
ペラデニア大学 (ス リランカ)	Galaha Rd, Peradeniya 20400	シンラ・ピンナワラ教 授	5 名
マンチェスター大学 人文学部 (イギリス)	Oxford Rd, Manchester M13 9PL	ピーター・ケープ教授	2 名
ルーバン大学 (ベル ギー)	Oude Markt 13, 3000 Leuven	ディミトリ・ヴァンオ ーヴェルベーク教授	5 名
オックスフォード大 学出版局 (辞書部門) (イギリス)	Great Clarendon Street, Oxford	マイケル・プロフィッ ト <i>OED</i> 編集主幹	事前審査によ り受入数判断
福岡県海外事務所 (バンコク)	Sindhorn Building Tower 2, 9th floor, 130-132 Witthayu Road, Lumphini, Pathum Wan, Bangkok 10330, Thailand	所長 川越 信一郎	履修を承認さ れた者
(上海)	中華人民共和国 上海市 廬湾区 淮海中路 398 号 博銀国際大厦 7 階 C 室	所長 西岡 貴弘	履修を承認さ れた者
(香港)	Rm.2509, 25/F, Bank of America Tower, 12harcourt Road, Hong Kong	所長 渡邊 大輔	履修を承認さ れた者
(サンフランシス コ)	440 N. Wolfe Rd. Sunnyvale, CA 94085 U.S.A	所長 金堀 宏宣	履修を承認さ れた者

○公立大学法人福岡女子大学職員就業規則

法人規程第 10 号
平成 18 年 4 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 人事
 - 第 1 節 採用（第 6 条－第 9 条）
 - 第 2 節 評価（第 10 条）
 - 第 3 節 昇任及び降任等（第 11 条・第 12 条）
 - 第 4 節 異動（第 13 条・第 14 条）
 - 第 5 節 休職（第 15 条－第 18 条）
 - 第 6 節 退職及び解雇（第 19 条－第 27 条）
- 第 3 章 給与（第 28 条）
- 第 4 章 服務（第 29 条－第 33 条）
- 第 5 章 勤務時間、休日及び休暇等（第 34 条）
- 第 6 章 育児休業等及び介護休業等（第 35 条・第 36 条）
- 第 7 章 研修（第 37 条）
- 第 8 章 賞罰（第 38 条－第 41 条）
- 第 9 章 安全及び衛生（第 42 条－第 47 条）
- 第 10 章 出張（第 48 条・第 49 条）
- 第 11 章 福利厚生（第 50 条・第 51 条）
- 第 12 章 災害補償（第 52 条）
- 第 13 章 知的財産権（第 53 条）
- 第 14 章 退職手当（第 54 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定により、公立大学法人福岡女子大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の労働条件及び服務規律その他就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めのない事項については、労基法及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）その他の関係法令の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法人が使用する者をいう。
- (2) 教員 職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。
- (3) 労務職員 職員のうち労務に従事する職員をいう。
- (4) 役員 理事長、副理事長、理事及び監事をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、法人に常時勤務する職員に適用する。

- 2 教員の人事等に関する事項について、特例を定めた場合はその定めによる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、福岡県その他の団体から派遣されて法人に常時勤務する職員については、法人と当該団体との取り決めにおいて別段の定めがある事項を除き、この規則を適用する。
- 4 第1項に規定する職員以外の職員の就業に関する事項については、別に定める公立大学法人福岡女子大学非常勤職員等就業規則（平成18年法人規程第31号）による。

(権限の委任)

第4条 理事長は、この規則に定める権限の一部を、他の役員又は職員に委任することができる。

(規則の遵守義務等)

第5条 職員は、この規則及びこの規則に附属する規程を誠実に遵守し、法人の秩序と服務規律を保持するよう努めなければならない。

- 2 法人は、この規則、この規則に附属する規程及び関係法令を遵守し、職員の労働条件及び就業環境を改善するよう努めるものとする。
- 3 法人は、この規則、この規則に附属する規程及び労使協定（労基法及び関係法令に基づき締結した協定をいう。）について、職員に周知を図るものとする。
- 4 職員は、この規則を知らないことを理由として、その違反の責を免れることはできない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

(労働条件の明示)

第7条 職員として採用しようとする者には、その採用に際して、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(提出書類)

第8条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類（採用される前に既に提出してい

る書類を除く。)を速やかに提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体又はこれに準ずる機関から引き続き法人の職員となった者等については、各号に掲げる書類の一部又は全部の提出を免除をすることがある。

- (1) 履歴書
- (2) 学歴及び資格に関する証明書
- (3) 住民票記載事項の証明書
- (4) 扶養親族等に関する書類
- (5) 誓約書
- (6) その他法人において必要と認める書類

2 前項各号の書類の記載事項に異動があったときは、その都度すみやかに届け出なければならない。

(試用期間)

第9条 職員として採用された者には、採用の日から6か月の試用期間を設ける。ただし、国、地方公共団体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き法人の職員となった者その他理事長が特に認める場合は、試用期間を変更し、又は設けないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、試用期間の開始後1年に達するまで試用期間を延長することができる。

3 理事長は、試用期間中又は試用期間満了時において職員として不適格と認めた場合は、解雇することができる。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務評価)

第10条 理事長は、職員の勤務成績について、評価を実施し、評価の結果に応じた措置を講じるものとする。

第3節 昇任及び降任等

(昇任)

第11条 職員の昇任は総合的な能力の評価により行う。

(降任等)

第12条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任し、又は降給することができる。

- (1) 勤務成績が不良の場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他職務に必要な適格性を欠く場合

2 前項の規定により降任又は降給を行う場合は、不服申し立ての機会を与えるものとする。

第4節 異動

(異動)

第13条 職員は、業務上の都合により配置換、兼任又は出向を命ぜられることがある。

- 2 職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。
- 3 出向について必要な事項は、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員出向規程（平成 18 年法人規程第 28 号）による。

（赴任）

第 14 条 赴任（新たに採用された職員又は異動を命ぜられた職員が、住所又は従前勤務していた事業所から、移転のため、新たに勤務すべき事業所に旅行することをいう。）の命令を受けた職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに赴任できないときは、その期間について理由を付して理事長の承認を得なければならない。

第 5 節 休職

（休職）

第 15 条 職員が、次の各号の一に該当するときは、休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたすと認められる場合
- (3) 学校、研究所、病院その他法人の認める公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (4) 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (5) その他休職にすることが必要と認められる場合

- 2 第 9 条に定める試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 休職者は、職員としての職を保有するが、職務に従事しない。
- 4 休職中の職員の給与については、公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（平成 18 年法人規程第 14 号）及び公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程（平成 18 年法人規程第 15 号）の定めるところによる。

（休職の期間）

第 16 条 前条第 1 項第 1 号の休職期間は休養を要する程度に応じ、同項第 3 号及び第 4 号の休職期間は必要に応じ、いずれも 3 年を超えない範囲内で理事長が定める。この休職の期間が 3 年に満たない場合においては、休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

- 2 前条第 1 項第 2 号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 3 その他休職期間の取扱に関し必要な事項は、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 18 年法人規程第 22 号）による。

（休職の手続）

第 17 条 職員を休職にする場合（第 15 条第 1 項第 4 号に該当する場合を除く。）には、事由を記載した説明書を交付して行う。

（復職）

第 18 条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、速やかに復職させる。ただし、第 15 条第 1 項第 1 号の休職については、職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職させる。

- 2 職員を復職させる場合には、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の

状態その他の事情を考慮して、他の職務に復帰させることがある。

第6節 退職及び解雇

(退職)

第19条 職員が、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己都合による退職を申し出たとき 法人が承認する日
- (2) 定年に達したとき 定年に達した日以後における最初の3月31日
- (3) 期間を定めて雇用されている場合で、その期間が満了し、再任されなかったとき 満了日
- (4) 死亡したとき 死亡日
(自己都合による退職手続き)

第20条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、文書により理事長に申し出なければならない。

(定年)

第21条 教員の定年は年齢65年とする。

- 2 前項に定める職員以外の職員の定年は、年齢60年とする。
- 3 理事長は、教育研究上特別の必要がある場合は、第1項に規定する定年を超えて教員を勤務させ、又は第1項に規定する定年を超える教員を新たに採用することができる。この場合において必要な事項は別に定める。

(再雇用)

第22条 前条の規定により退職した職員（教員を除く。）については、公立大学法人福岡女子大学職員再雇用規程（平成18年法人規程第30号）の定めるところにより再雇用することができる。

(解雇)

第23条 職員が次の各号の一に該当するときは、解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合（刑の執行が猶予され、その猶予期間中の場合を除く。）
 - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することができる。
- (1) 勤務成績が著しく不良である場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
 - (4) 第15条第1項に掲げる事由により休職をした者について、第16条に定める休職の上限期間を満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅していない場合
 - (5) 第39条に規定する懲戒解雇に該当する事実があると認められる場合
 - (6) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたことにより解雇がやむを得ない場合
 - (7) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合

(8) その他前各号に準ずるやむを得ない事情がある場合

3 前項各号に掲げる事由により解雇を行う場合においては、第 12 条第 2 項の規定を準用する。

(解雇制限)

第 24 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間にあつては解雇しない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間。ただし、療養開始後 3 年を経過した日に地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に基づく傷病補償年金を受けている場合若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合は、この限りでない。

(2) 労基法第 65 条に定める産前産後の期間及びその後 30 日間

2 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署の解雇予告除外認定を受けたときは、前項の規定を適用しない。

(解雇予告)

第 25 条 職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に本人にその予告をするか、又は平均賃金の 30 日分を支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第 39 条第 2 項第 4 号の懲戒解雇の場合で所轄労働基準監督署の認定を受けたとき

(2) 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署の認定を受けたとき

(3) 試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用される者を除く。）を解雇する場合

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

(退職後の責務)

第 26 条 退職し又は解雇された者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 職員は、退職し、又は解雇された場合は、法人から貸与された物品その他保管していた物品等があるときは、速やかに返還しなければならない。

(退職証明書等の交付)

第 27 条 退職し又は解雇された者から労基法第 22 条に定める証明書の請求があつた場合は、遅滞なくこれを交付する。第 25 条第 1 項の規定により解雇の予告をされた者から、解雇の予告の日から解雇の日までの間において請求があつた場合も、同様とする。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 使用期間

(2) 職務の種類

(3) その事業における地位

(4) 賃金

(5) 退職の事由

3 第 1 項の証明書には、前項に掲げる事項のうち、交付を請求した者が請求した事項のみを証明するものとする。

第 3 章 給与

(給与)

第28条 職員の給与については、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員給与規程及び公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程による。

第4章 服務

(遵守事項)

第29条 職員は、地方独立行政法人法に定める公立大学法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、法令、この規則及び附属規程その他の関係規程の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを法人がなすべき責を有する業務にのみ従事しなければならない。ただし、理事長は、職員が次に掲げる場合においては、職務に専念する義務を免除することができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) その他別に定める場合

3 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 法令及び法人の諸規程を遵守するとともに、上司の指示に従い、その職務を遂行すること。
- (2) 正当な理由なく欠勤するなど勤務を怠らないこと。
- (3) 法人の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
- (4) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- (5) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。
- (6) 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- (7) 大学内で、選挙運動その他の政治活動を行わないこと。
- (8) 理事長の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借及び物品の売買を行わないこと。

4 法令に基づく証人又は鑑定人等として職務上の秘密に関する事項を発表する場合は、理事長の許可を受けなければならない。職員が退職し、又は解雇された後においても同様とする。

(倫理)

第30条 職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 職員の倫理については、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員倫理規程（平成18年法人規程第20号）による。

(人権侵害等の防止等)

第31条 人権侵害等の防止等に関する措置については、公立大学法人福岡女子大学人権侵害及びハラスメントの防止等に関する規程（平成20年法人規程第49号）の定めるところによる。

(兼業)

第32条 職員は、職務以外で、法人以外の他の職を兼ね、又は他の事業若しくは事務に

従事しようとする場合は理事長の許可を受けなければならない。

- 2 職員の兼業等について必要な事項は、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員兼業等に関する規程（平成 18 年法人規程第 19 号）による。

（公職の候補者への立候補等）

- 第 3 3 条** 職員は、国会議員、地方公共団体の長又は議会の議員その他公職に立候補するとき、及びこれらの公職に係る当選の告知後は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

第 5 章 勤務時間、休日及び休暇等

（勤務時間等）

- 第 3 4 条** 職員の勤務時間、休日、休暇等については、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程による。

第 6 章 育児休業等及び介護休業等

（育児休業等）

- 第 3 5 条** 職員のうち、3 歳に満たない子の養育を必要とする者は、申し出により育児休業を、又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、申し出により部分休業若しくは育児短時間勤務（以下次項において「育児休業等」という。）をすることができる。

- 2 育児休業等に関し必要な事項は、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員育児休業等に関する規程（平成 18 年法人規程第 23 号）による。

（介護休業等）

- 第 3 6 条** 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、申し出により介護休業又は介護短時間勤務（以下次項において「介護休業等」という。）をすることができる。

- 2 介護休業等に関し必要な事項は、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員介護休業等に関する規程（平成 18 年法人規程第 24 号）による。

第 7 章 研修

（研修）

- 第 3 7 条** 職員は、研修を命ぜられることがある。

- 2 職員は、研修を命じられた場合には、研修を受けなければならない。
- 3 職員の研修に関し必要な事項は、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員研修規程（平成 18 年法人規程第 27 号）による。

第 8 章 賞罰

（表彰）

- 第 3 8 条** 職員が次の各号の一に該当する場合には、表彰する。

- (1) 身の危険を顧みず職務を遂行した場合
- (2) 職務に関し有益又は有利な研究、発明、発見をした場合
- (3) 特に重要な職務に関し、抜群の努力を致し成績顕著な場合

- (4) 職務に熟達し、長年にわたり、献身的努力をもつて精励した場合
 - (5) 職務上の成績が特に優秀な場合
 - (6) その他表彰に値する業績があると認められる場合
- (懲戒)

第39条 職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒を行う。

- (1) この規則及び附属規程その他法人の定める諸規程に違反したとき
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えたとき
- (4) 法令違反又は法人の職員としてふさわしくない非行があったとき
- (5) 重大な経歴詐称をしたとき
- (6) 前各号に準ずる不都合な行為があったとき

2 懲戒は、前項各号に掲げる非違行為の程度に応じ、以下の区分に従って行う。

- (1) 戒告 将来を戒める。
- (2) 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額、又は総額が一賃金支払期における賃金の10分の1を上限として減額する。
- (3) 停職 6月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 懲戒解雇 即時に解雇し、退職手当は支給しない。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは、労基法第20条に定める解雇予告手当は支給しない。

3 第12条第2項の規定は、前項の懲戒を行う場合に準用する。

4 第1項から前項までに定めるもののほか、懲戒の手続きその他懲戒に関し必要な事項は別に定める公立大学法人福岡女子大学職員の懲戒等に関する規程（平成18年法人規程第26号）による。

(訓告等)

第40条 前条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告又は厳重注意を行う。

(損害賠償)

第41条 職員が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、第39条第2項又は前条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させる。

第9章 安全及び衛生

(安全、衛生の確保に関する措置)

第42条 法人は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(安全、衛生の確保に関する遵守事項)

第43条 職員は、法人が行う安全、衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

2 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、法人が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(非常災害時の措置)

第44条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(健康診断)

第45条 職員は、法人が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

2 理事長は、前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に就業の禁止、勤務時間の制限等の必要な措置を講ずる。

3 職員は、正当な理由なしに、前項の措置を拒んではならない。

(安全衛生に関する事項)

第46条 第42条から前条までに定めるもののほか、職員の安全衛生について必要な事項は、別に定める公立大学法人福岡女子大学安全衛生管理規程（平成18年法人規程第29号）による。

(妊産婦である職員の就業制限等)

第47条 妊娠中及び産後1年を経過しない職員（以下「妊産婦である職員」という。）は、妊娠、出産、哺育等に有害な業務には就かせないものとする。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

第10章 出張

(出張)

第48条 理事長は、業務上必要がある場合には、職員に出張を命じることができる。

(旅費)

第49条 職員が前条の規定による出張及び第8条の規定による赴任を命ぜられた場合に要する旅費については、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員旅費規程（平成18年法人規程第18号）による。

第11章 福利厚生

(宿舎等)

第50条 職員の宿舎の利用については、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員住宅規程（平成18年法人規程第25号）による。

(共済)

第51条 職員の共済は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に定めるところによる。

第12章 災害補償

(災害補償)

第52条 職員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、労基法及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより、補償を行う。

第13章 知的財産権

(知的財産権)

第53条 知的財産権に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 退職手当

(退職手当)

第54条 職員の退職手当については、別に定める公立大学法人福岡女子大学職員退職手当規程（平成18年法人規程第17号）による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(承認等の承継)

2 この規則の施行日前に地方公務員法、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例その他関係法令により発令及び承認を受けていた職員が、法人成立の日に、この規則の適用を受ける職員となった場合の発令及び承認事項については、その効力を承継する。

3 勤続年数の計算においては、法人の成立の日の前日に設立団体の職員であった者で、法人の成立の日に、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）については、福岡県に採用された日を起算日とする。この場合において、法人成立の前日に条件付採用期間が満了していなかった承継職員にあっては、その残期間を第9条の規定による試用期間とみなす。

附 則（平成18年12月21日理事会決定）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日理事会決定）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日理事会決定）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

○公立大学法人福岡女子大学特命教授規程

法人規程第60号
平成24年10月 1日

(趣旨等)

第1条 この規程は、公立大学法人福岡女子大学職員就業規則（平成18年法人規程第10号）、公立大学法人福岡女子大学教員の採用に関する規程（平成18年法人規程第12号。以下「教員の採用に関する規程」という。）及び公立大学法人福岡女子大学特任教授規程に定めるもののほか、国際文理学部の開設に伴い、本学の運営上特に必要な業務に従事する特命教授に関し、必要な事項を定めるものとする。

(採用)

第2条 特命教授は、前条に掲げる業務に従事させるものとして、平成23年4月1日以降に学外から当該学部の教員として採用され、かつ平成27年3月31日（学部完成）までに定年により退職することとなった者のうちから理事長が採用を決定する。

(任期)

第3条 特命教授の任期は3年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として延長できるものとする。

(給与)

第4条 特命教授の給与については、公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（平成18年法人規程第14号）により定められる額の範囲内で、理事長が定める。

(教授会への参加)

第5条 特命教授は、教授会の構成員とする。

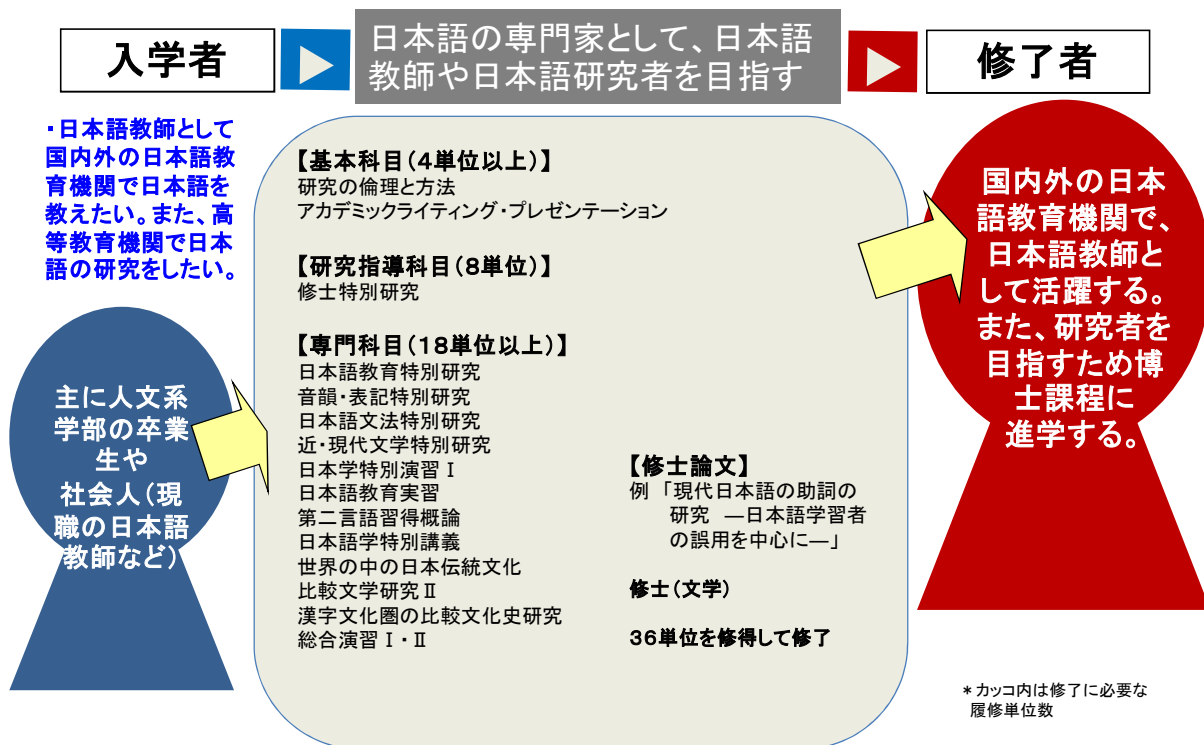
附 則

- 1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、特命教授となった者の全てが任期を満了することをもってその効力を失う。

資料3 「履修モデル」

履修モデル1 言語文化専攻 日本言語文化コース

国内外の日本語教育機関や高等教育機関での日本語の教育や研究を目指す



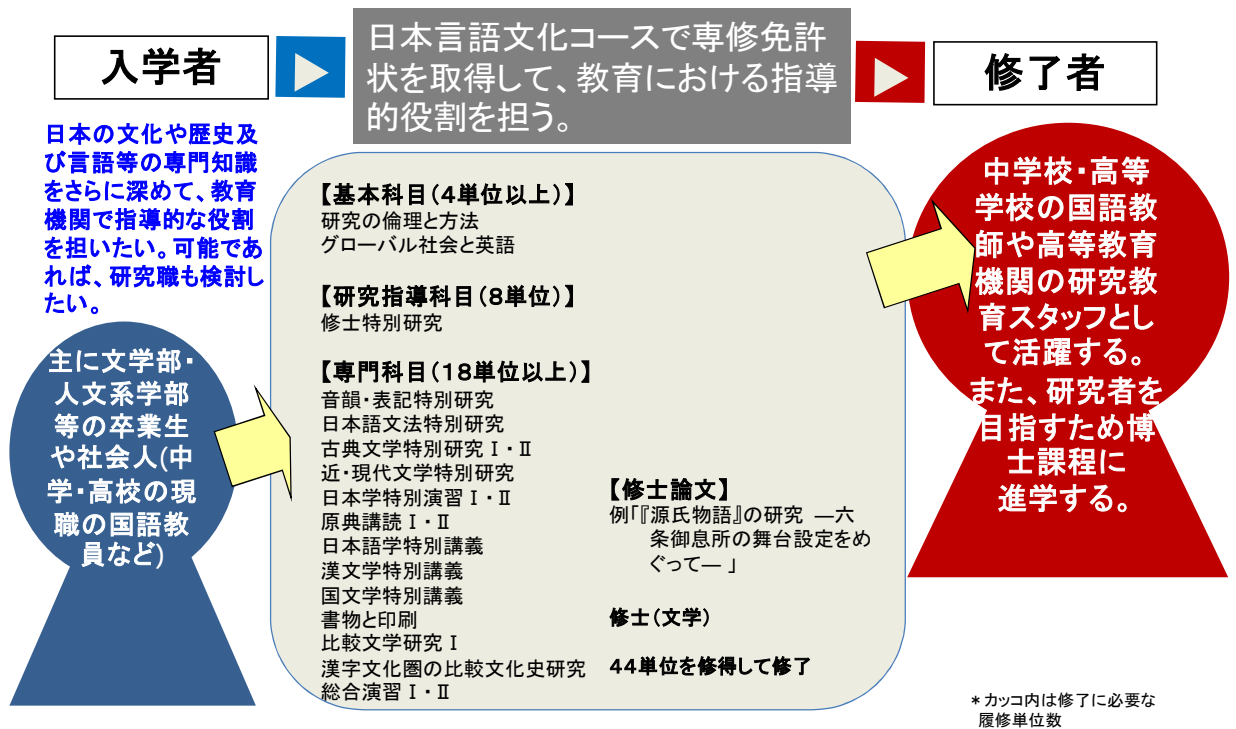
履修モデル1 言語文化専攻 日本言語文化コース

(国内外の日本語教育機関や高等教育機関での日本語の教育や研究を目指す)

科目群	1年次		2年次		計	
		科目名	単位	科目名		単位
基本科目 (4単位以上)	必修	研究の倫理と方法	2		4	
	選択	アカデミックライティング・プレゼンテーション	2			
研究指導科目 (8単位)	必修	修士特別研究		8	8	
専門科目 (18単位以上)	必修	総合演習Ⅰ 漢字文化圏の比較文化史研究	1 2	総合演習Ⅱ	1	24
	選択	日本語教育特別研究	2	日本語学特別講義	2	
		音韻・表記特別研究	2	世界の中の日本伝統文化	2	
		日本語文法特別研究	2	比較文学研究Ⅱ	2	
		近・現代文学特別研究	2			
		日本学特別演習Ⅰ	2			
		日本語教育実習	2			
		第二言語習得概論	2			
単位数(計)			21		15	36

履修モデル2 言語文化専攻 日本語文化コース

専修免許状を取得し国語教員を目指す、或いは、研究職を目指す



履修モデル2 言語文化専攻 日本語文化コース

(専修免許状を取得し国語教員を目指す、或いは、研究職を目指す)

科目群	1年次		2年次		計	
	科目名	単位	科目名	単位		
基本科目 (4単位以上)	必修	研究の倫理と方法	2		4	
	選択			グローバル社会と英語		2
研究指導科目 (8単位)	必修	修士特別研究		8	8	
専門科目 (18単位以上)	必修	総合演習Ⅰ	1	総合演習Ⅱ	1	32
		漢字文化圏の比較文化史研究	2			
	選択	音韻・表記特別研究	2	原典講読Ⅱ	2	
		日本語文法特別研究	2	日本語学特別講義	2	
		古典文学特別研究Ⅰ	2	古典文学特別研究Ⅱ	2	
		近・現代文学特別研究	2	書物と印刷	2	
		日本文学特別演習Ⅰ	2	比較文学研究Ⅰ	2	
		日本文学特別演習Ⅱ	2			
		原典講読Ⅰ	2			
		漢文学特別講義	2			
		国文学特別講義	2			
単位数(計)			23		21	44

履修モデル3 言語文化専攻 日本言語文化コース

日本言語文化の専門知識をもとに、出版関係や報道機関での活躍を目指す



履修モデル3 言語文化専攻 日本言語文化コース

(日本言語文化の専門知識をもとに、出版関係や報道機関での活躍を目指す)

科目群	1年次		2年次		計	
	科目名	単位	科目名	単位		
基本科目 (4単位以上)	必修	研究の倫理と方法	2		4	
	選択	国際研究活動	2			
研究指導科目 (8単位)	必修	修士特別研究		8	8	
専門科目 (18単位以上)	必修	総合演習Ⅰ	1	総合演習Ⅱ 漢字文化圏の比較文化史研究	1 2	26
	選択	日本語教育特別研究	2	古典文学特別研究Ⅱ	2	
		音韻・表記特別研究	2	比較文学研究Ⅰ	2	
		近・現代文学特別研究	2	世界の中の日本伝統文化	2	
		日本学特別演習Ⅰ	2			
		日本学特別演習Ⅲ	2			
		視覚文化特別研究	2			
		西欧文化史特別研究	2			
		書物と印刷	2			
		単位数(計)		21		

履修モデル4 言語文化専攻 英語圏言語文化コース

教員として言語文化に関する最新の知見をもって言語教育にあたりたい
(修了まで3年の予定)



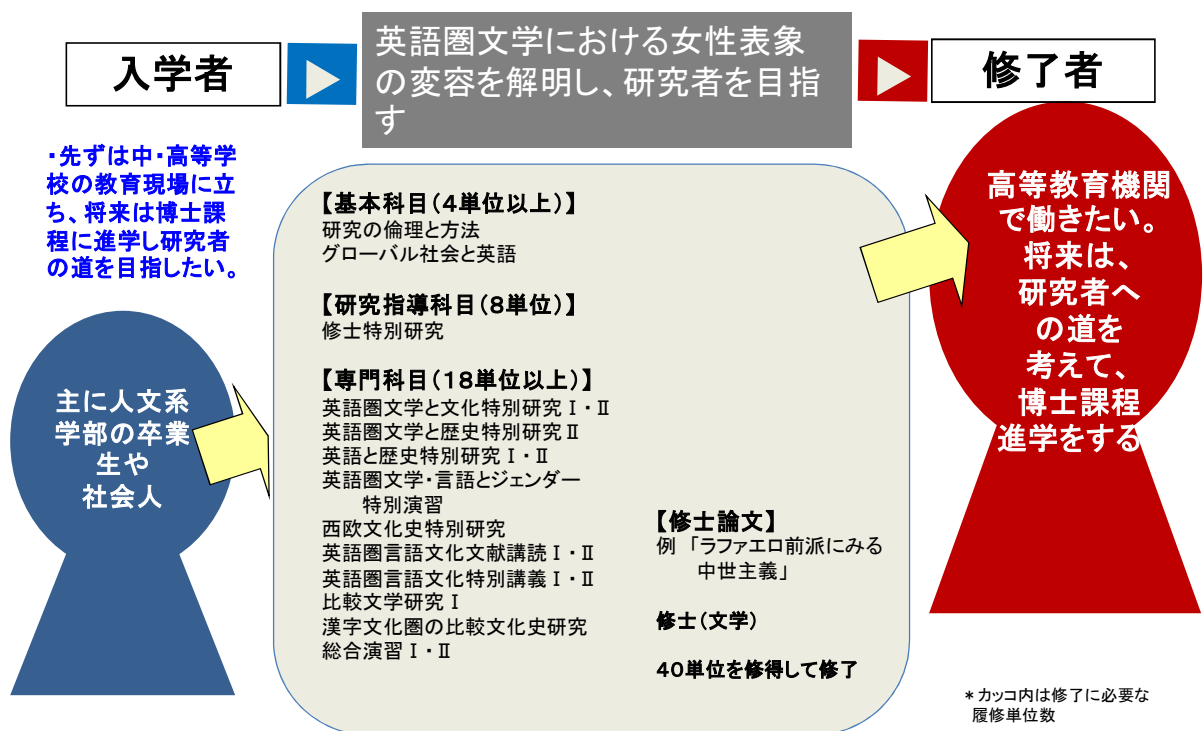
履修モデル4 言語文化専攻 英語圏言語文化コース

(教員として言語文化に関する最新の知見をもって言語教育にあたりたい。修了まで3年の予定)

科目群		1年次		2年次		計	
		科目名	単位	科目名	単位		
基本科目 (4単位以上)	必修	研究の倫理と方法	2			4	
	選択	アカデミックライティング・プレゼンテーション	2				
研究指導科目 (8単位)	必修	修士特別研究			8	8	
専門科目 (18単位以上)	必修	総合演習Ⅰ	1	総合演習Ⅱ	1	34	
				漢字文化圏の比較文化史研究	2		
	選択		英語圏文学と文化特別研究Ⅰ	2	英語圏文学・言語とジェンダー特別演習		2
			英語圏文学と文化特別研究Ⅱ	2			
			英語圏文学と歴史特別研究Ⅰ	2	英語圏言語文化特別講義Ⅱ		2
			英語圏文学と歴史特別研究Ⅱ	2	国文学特別講義		2
			日本語文法特別研究	2	書物と印刷		2
			近・現代文学特別研究	2	英語圏言語文化文献講読Ⅱ		2
			比較文学研究Ⅱ	2			
			英語圏言語文化文献講読Ⅰ	2			
	英語圏言語文化特別講義Ⅰ	2					
	英語圏言語文化特別講義Ⅲ	2					
単位数(計)			25		21	46	

*この履修モデル者は3年をかけて課程修了を計画しているが、履修予定科目を便宜上2年に振り分けてある。

履修モデル5 言語文化専攻 英語圏言語文化コース 高等教育機関での英語教育や研究活動を目指す

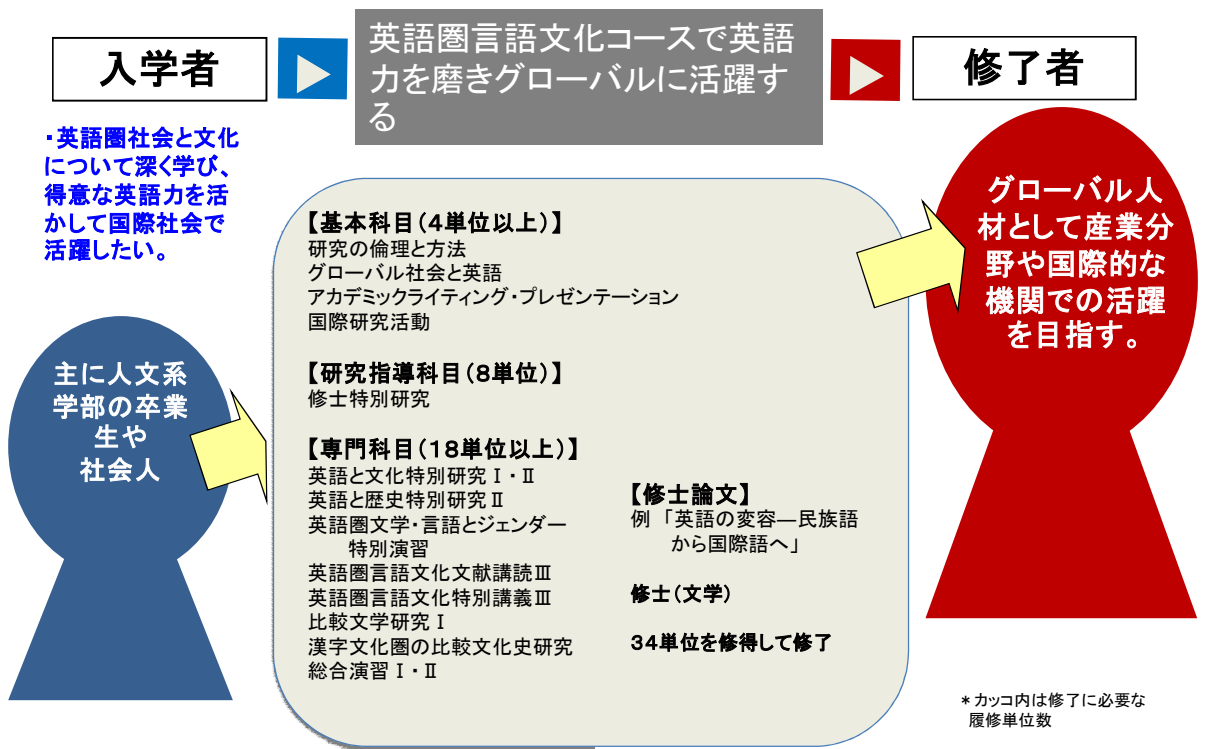


履修モデル5 言語文化専攻 英語圏言語文化コース (高等教育機関での英語教育や研究活動を目指す)

科目群		1年次		2年次		計
		科目名	単位	科目名	単位	
基本科目 (4単位以上)	必修	研究の倫理と方法	2			4
	選択	グローバル社会と英語	2			
研究指導科目 (8単位)	必修	修士特別研究			8	8
専門科目 (18単位以上)	必修	総合演習Ⅰ	1	総合演習Ⅱ 漢字文化圏の比較文化史研究	1 2	28
	選択	英語圏文学と文化特別研究Ⅰ	2	英語と歴史特別研究Ⅱ	2	
		英語圏文学と文化特別研究Ⅱ	2	英語圏文学・言語とジェンダー特別演習	2	
		英語と歴史特別研究Ⅰ	2	英語圏文学と歴史特別研究Ⅱ	2	
		西欧文化史特別研究	2	比較文学研究Ⅰ	2	
		英語圏言語文化文献講読Ⅰ	2			
		英語圏言語文化文献講読Ⅱ	2			
		英語圏言語文化特別講義Ⅰ	2			
英語圏言語文化特別講義Ⅱ	2					
単位数(計)			21		19	40

履修モデル6 言語文化専攻 英語圏言語文化コース

英語圏文化への造詣を深め、コミュニケーション力を鍛えて産業界で活躍したい



履修モデル6 言語文化専攻 英語圏言語文化コース

(英語圏文化への造詣を深め、コミュニケーション力を鍛えて産業界で活躍したい)

科目群		1年次		2年次		計
		科目名	単位	科目名	単位	
基本科目 (4単位以上)	必修	研究の倫理と方法	2			8
	選択	アカデミックライティング・プレゼンテーション	2	グローバル社会と英語 国際研究活動	2 2	
研究指導科目 (8単位)	必修	修士特別研究			8	8
専門科目 (18単位以上)	必修	総合演習Ⅰ	1	総合演習Ⅱ 漢字文化圏の比較文化史研究	1 2	18
	選択	英語と文化特別研究Ⅰ 英語と文化特別研究Ⅱ 英語と歴史特別研究Ⅱ 英語圏文学・言語とジェンダー特別演習 英語圏言語文化文献講読Ⅲ 比較文学研究Ⅰ	2 2 2 2 2 2	英語圏言語文化特別講義Ⅲ	2	
単位数(計)			17		17	34

履修モデル7 社会科学専攻 ビジネスの場で国際的な活躍を目指す

入学者

・社会科学の専門知識を活かして企業の国際部門や管理部門で活躍したい。
・博士課程も視野にいられて、研究教育者の道を目指したい。

文学部、
商・経営学、
経済学部等
の卒業生、
実務に従事
する社会人

国際産業社会コースで、グローバルに活躍するための高度な専門能力を修得する

修了者

①国際的な企業の専門スタッフをめざす。
②博士課程に進学して、大学や研究教育機関の研究スタッフを目指す。

【基本科目(4単位以上)】

研究の倫理と方法
アカデミックライティング・プレゼンテーション

【研究指導科目(8単位)】

修士特別研究

【専門科目(18単位以上)】 (社会科学専攻の科目から)

国際演習Ⅰ・Ⅱ
産業社会解釈特別研究
東アジア人口論特別研究
マクロ経済学特別研究Ⅰ
ミクロ経済学特別研究Ⅰ
国際経済学特別研究Ⅱ
経営学特別研究Ⅱ
国際経営特別研究
人間関係論特別研究
グローバル協力特別研究Ⅰ
国際関係史特別研究Ⅱ
国際法特別研究Ⅰ
国際社会学特別研究Ⅰ

【言語文化専攻から】

英語圏文学・言語とジェンダー特別演習

【修士論文】

例「アジアの産業」

修士(社会科学)

38単位を修得して修了
言語文化専攻から2単位修得

*カッコ内は修了に必要な履修単位数

履修モデル7 社会科学専攻 (ビジネスの場で国際的な活躍を目指す)

科目群		1年次		2年次		計
		科目名	単位	科目名	単位	
基本科目 (4単位以上)	必修	研究の倫理と方法	2			4
	選択	アカデミックライティング・プレゼンテーション	2			
研究指導科目 (8単位)	必修	修士特別研究			8	8
専門科目 (18単位以上)	選択	(社会科学専攻から)		(社会科学専攻から)		26 (2)
		国際演習Ⅰ	1	国際演習Ⅱ	1	
		産業社会解釈特別研究	2	国際関係史特別研究Ⅱ	2	
		グローバル協力特別研究Ⅰ	2	ミクロ経済学特別研究Ⅰ	2	
		東アジア人口論特別研究	2	経営学特別研究Ⅱ	2	
		国際経済学特別研究Ⅱ	2	人間関係論特別研究	2	
		マクロ経済学特別研究Ⅰ	2	国際社会学特別研究Ⅰ	2	
		国際法特別研究Ⅰ	2			
		国際経営特別研究	2	【言語文化専攻より】 英語圏文学・言語とジェンダー特別演習	2	
単位数(計)			19		19	38
				言語文化専攻より	(2)	(2)

履修モデル8 社会科学専攻
グローバル化する地域社会やNGOでの活躍を目指す

入学者

・学部や他大学院
 で学んだ専門知識
 を基礎にして、女性
 の社会参加や国際
 的なヒトや社会にま
 つわる研究活動等
 を目指したい。

人文系学部
 や社会科学
 系学部で学
 んだ社会人
 ・教育や研
 究に従事す
 る社会人

▶ **国際関係コースの専門科目を中心に履修し、国際社会や地域社会で活躍できる専門能力を修得する**

修了者

現在の職場の
 専門スタッフ、
 NPOや地域社
 会のリーダー、
 あるいは
 国際的な
 各種機関
 での活躍
 を目指す

【基本科目(4単位以上)】

研究の倫理と方法
 グローバル社会と英語
 歴史と社会

【研究指導科目(8単位)】

修士特別研究

【専門科目(18単位以上)】
(社会科学専攻の科目から)

国際演習Ⅰ・Ⅱ
 政治哲学特別研究
 国際関係論特別研究Ⅰ・Ⅱ
 国際法特別研究Ⅰ
 比較憲法学特別研究
 国際関係史特別研究Ⅰ
 グローバル協力特別研究Ⅰ
 国際経済学特別研究Ⅰ
 ジェンダー特別研究

【修士論文】

例「発展途上国と国際協力」

修士(社会科学)

34単位を修得して修了

*カッコ内は修了に必要な履修単位数

履修モデル8 社会科学専攻

(グローバル化する地域社会やNGOでの活躍を目指す)

科目群		1年次		2年次		計
		科目名	単位	科目名	単位	
基本科目 (4単位以上)	必修	研究の倫理と方法	2			6
	選択	グローバル社会と英語	2	歴史と社会	2	
研究指導科目 (8単位)	必修	修士特別研究			8	8
専門科目 (18単位以上)	選択	(社会科学専攻から)		(社会科学専攻から)		20
		国際演習Ⅰ	1	国際演習Ⅱ	1	
		政治哲学特別研究	2	国際関係論特別研究Ⅱ	2	
		国際関係論特別研究Ⅰ	2	国際経済学特別研究Ⅰ	2	
		国際法特別研究Ⅰ	2	ジェンダー特別研究	2	
		比較憲法学特別研究	2			
		国際関係史特別研究Ⅰ	2			
グローバル協力特別研究Ⅰ	2					
単位数(計)			17		17	34

履修モデル9 社会科学専攻 生涯学び続け、社会で活躍する人材になる

入学者

・英語力と専門性を磨いて、教育機関で指導的な立場での活躍を目指す。長期的には、研究者の道も検討したい。

人文系学部系学部等の卒業生や既に教育や研究に従事する教育者

社会人として高度な専門能力を修得し、社会的に活躍しながら生涯学び続ける、

修了者

高等学校の英語教師や高等教育機関の研究教育スタッフ

【基本科目(4単位以上)】

研究の倫理と方法
歴史と社会
グローバル社会と英語

【研究指導科目(8単位)】

修士特別研究

【専門科目(18単位以上) (社会科学専攻の科目から)

国際演習Ⅰ・Ⅱ
産業社会解釈特別研究
グローバル協力特別研究Ⅰ
ジェンダー特別研究
比較社会特別研究
比較地域文化特別研究
国際社会学特別研究Ⅰ
人間関係論特別研究
政治哲学特別研究
中国現代文学と文化特別研究

(言語文化専攻の科目から)

英語圏文学・言語とジェンダー特別演習

【修士論文】

例「国際化とジェンダー」

修士(社会科学)

34単位を修得して修了
言語文化専攻から2単位修得

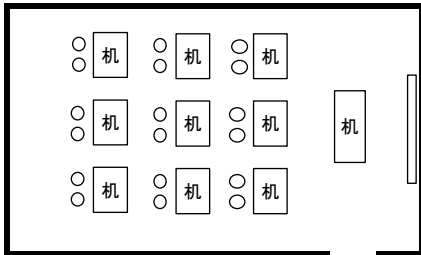
*カッコ内は修了に必要な履修単位数

履修モデル9 社会科学専攻 (生涯学び続け、社会で活躍する人材になる)

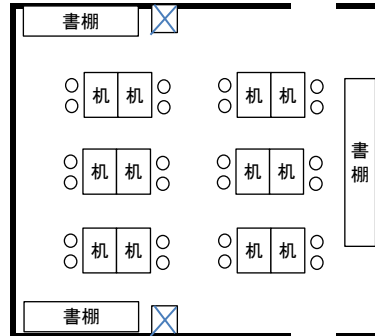
科目群		1年次		2年次		計
		科目名	単位	科目名	単位	
基本科目 (4単位以上)	必修	研究の倫理と方法	2			6
	選択	グローバル社会と英語	2	歴史と社会	2	
研究指導科目 (8単位)	必修	修士特別研究			8	8
専門科目 (18単位以上)	選択	(社会科学専攻から)		(社会科学専攻から)		20
		国際演習Ⅰ	1	国際演習Ⅱ	1	
		産業社会解釈特別研究	2	国際社会学特別研究Ⅰ	2	
		グローバル協力特別研究Ⅰ	2	比較地域文化特別研究	2	
		ジェンダー特別研究	2	人間関係論特別研究	2	
		比較社会特別研究	2	政治哲学特別研究	2	
		中国現代文学と文化特別研究	2			
		(言語文化専攻から)				
		英語圏文学・言語とジェンダー特別演習	(2)			
単位数(計)			15			34
		言語文化専攻より	(2)		19	(2)

大学院セミナー室・院生室室内見取り図

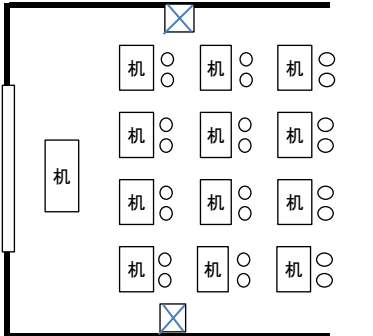
大学院セミナー室1(44.1㎡)



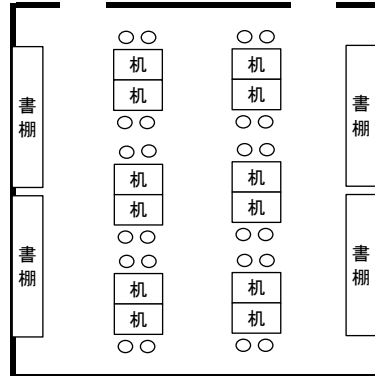
大学院院生室1(60㎡)



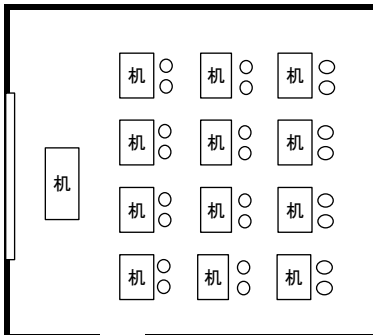
大学院セミナー室2(60㎡)



大学院院生室2(67.9㎡)



大学院セミナー室3(52.9㎡)



FD研修会について(平成23年度～平成25年度)

【平成23年度の実施状況】

	月日	内 容
第1回	4月4日	新学部(国際文理学部)に係る全学説明会
第2回	6月7日	新教務システムについての全学説明会
第3回	6月29日	公開授業(国際開発におけるNGO)
第4回	7月14日	公開授業(心の栄養士を目指して)
第5回	7月4日	学生主催「東京理科大 女子寮視察報告会」
第6回	7月29日	新教務システムについての全学説明会
第7回	10月14日	金沢工業大学 学長 FD講演会
第8回	11月8日	AA(アカデミック・アドバイザー)、FYS(ファースト・イヤー・ゼミ)、体験学習に係るFD
第9回	2月28日	知的財産権セミナー

【平成24年度FD実施状況】

	月日	内 容
第1回	4月3日	学部報告会 ○AAシステムの本格稼働について ○FYS科目の基本方針について
第2回	5月8日	学長 FD講演会 ○今、大学は －大学の都合でなくステークホルダーの立場に立って－
第3回	6月5日	日本赤十字九州国際看護大学 学長 FD講演会 ○国際社会と国際化
第4回	8月7日	文部科学省高等教育企画課 国際規格専門官 FD講演会 ○日本の高等教育愛核の動向と大学への期待 －グローバル人材育成と大学の国際化の視点から－
第5回	9月26日	個人情報保護に関する研修会 九州大学大学院教授 FD講演会 ○情報公開・個人情報保護制度と教職員の役割

【平成25年度FD実施状況】

	月日	内 容
第1回	4月30日	学長 FD講演会 ○今(2013)、福岡女子大学は －教職員の自覚・責任・スピードある行動－ －大学の都合でなくステークホルダーの立場に立って－
第2回	9月24日	外部講師 大学を取り巻く環境(入口・出口)の理解
第3回	9月27日	学長 FD講演会 ○大学組織の機能化と役割分担
第4回	10月1日	国際化推進センターによる講演会 ○福岡女子大学の国際交流の現状と課題
第5回	11月26日	筑波大学教授・国立教育政策研究所総括客員研究所 ○大学の成長戦略とガバナンス
第6回	1月7日	学生相談室 ○今どきの大学生をどのように理解するか～学生相談室より～